

オリックス生命の現状 2008

〈平成19年度決算報告〉



オリックス生命の会社概要 (平成20年3月末)

名 称	オリックス生命保険株式会社
本 社 所 在 地	東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス
設 立	平成3年(1991年)4月12日
代 表 取 締 役 社 長	水盛 五実
資 本 金	150億円
株 主	オリックスグループ出資比率100%
総 資 産	5,572億円
保 有 契 約 高	4兆2,481億円
保 険 料 等 収 入	1,210億円
ソルベンシー・マージン比率	1,217.0%
従 業 員 数	568名
募 集 代 理 店 数	4,450店

EC21 *Excellent Company*

オリックスでは「21世紀におけるExcellent Company」を目指すために、
企業行動憲章ともいうべき「EC21」を定めています。

オリックスグループの一員として、
当社は生命保険事業を通してステークホルダーの皆さまに
「ほかにはないアンサー」をご提供してまいります。

オリックスが目指す企業像



市場に高く評価される新しい価値の創造によって
経済的なインパクトを生み出し、

「誇り」ある活動を行う企業



株主・お客さま・従業員
などを含め社会の多様な
期待に応える高い能力と
謙虚な姿勢を持ち、

関係する人々から「信頼」される企業



社会的な規範を守り、公
正かつ透明な活動を行う
優れた社風を持ち、社会
との調和を保って、

広く世の中から「尊敬」される企業

INDEX

ごあいさつ	2
オリックス生命CS宣言	3
オリックスグループの 企業理念・経営方針	3
トピックス	4

平成19年度決算のご報告

平成19年度（2007年度）における 事業の概況	6	資産・負債・純資産について	9
主要な業務の状況を示す指標	7	損益について	10
米国会計基準（SEC）基準による 主要な経営指標	7	健全性について	11
新契約・保有契約の状況	8	企業価値の指標 エンベディッド・バリュー（EV）	14

お客さまにご満足いただくために

CS活動について	16	お申し出・お問合せの対応状況	24
販売形態	20	保険金・給付金等の 支払態勢について	25
新規開発商品の状況	20	お客さまへの情報提供	26
保険商品一覧	21	勧誘方針	27
教育・研修の概略	23		
お申込契約の審査態勢	24		

コーポレートガバナンスの強化について

内部管理態勢について	30	個人情報保護について	36
法令等遵守の態勢	32	オリックス生命の プライバシーポリシー	37
リスク管理の態勢	33	情報システムに関する状況	39
保険業法第二百一十一条第一項第一号 の確認（第三分野保険に係るものに 限る。）の合理性及び妥当性	36		

会社概要

会社沿革	42	店舗網一覧	45
主要な業務の内容	43	資本金・株式について	45
経営の組織	43	オリックスグループのご紹介	46
役員・従業員について	44	社会貢献活動	48

諸データ

I. 財産の状況	51	7. 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	58
1. 貸借対照表	51	8. 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）	59
2. 損益計算書	52	9. 有価証券等の時価情報（会社計）	59
3. キャッシュ・フロー計算書	56	10. 経常利益等の明細（基礎利益）	61
4. 株主資本等変動計算書	57	11. 計算書類等に関する 会計監査人の監査	61
5. 債務者区分による債権の状況	58		
6. リスク管理債権の状況	58		
II. 業務の状況を示す指標等	62	III. 特別勘定に関する指標等	79
1. 主要な業務の状況を示す 指標等	62	IV. 保険会社及び その子会社等の状況	79
2. 保険契約に関する指標等	66		
3. 経理に関する指標等	67		
4. 資産運用に関する指標等	70		
5. 有価証券等の時価情報 （一般勘定）	78		

ごあいさつ

皆さまには、日頃よりオリックス生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成19年度（2007年度）の決算の概況および当社の主な事業活動をご報告申し上げるため、ディスクロージャー誌「オリックス生命の現状2008＜平成19年度決算報告＞」を作成いたしました。ご高覧の上、より一層のご理解をいただければ幸いです。

当社は、オリックスグループの生命保険会社として営業を開始して以来17年が経過いたしました。この間、生命保険業界を取り巻く環境は厳しいものがありましたが、社会から信頼、尊敬される会社を目指し、健全経営と安定した成長の実現に取り組んでまいりました。

保険金等の支払漏れに関する問題は、保険業界全体の信頼を損ね、今なお、失った信頼を完全に回復できていません。当社では、お支払不足が判明しました323件（29.7百万円）につきまして、平成19年（2007年）8月までに全てのお支払いを完了することができました。お客さま第一主義の経営方針の下、再発防止に努め、適切な支払態勢を確立することにより、従来にも増して、お客さまの声を反映した経営改善を進めていく所存でございます。

今後とも、経営の健全性の確保に努め、お客さまから信頼され、ご満足いただける生命保険会社を目指してまいりますので、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
水盛 五実

オリックス生命CS宣言

私たちは、「お客さまがオリックス生命を選んで良かったとご納得・ご満足されること」が一番大切であると考えます。

そのために、私たちは、お客さまとの双方向のコミュニケーションを通じ、お客さまに信頼していただける保険会社であり続けられるように、以下の実践に全力を尽くします。

- ・お客さま本位の適切かつ適正な勧誘活動の推進
- ・お客さまにとって利用しやすい各種サービス体制の構築
- ・お客さまの声への適切かつ迅速な対応
- ・お客さまのニーズの把握と適切な商品開発
- ・お客さまの声の業務改善への反映

オリックス生命保険株式会社 代表取締役社長 水盛 五実

※CS (Customer Satisfaction : 顧客満足)

オリックスグループの企業理念

オリックスは、たえず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献してまいります。

オリックスグループの経営方針

1. オリックスは、お客さまの多様な要請に対し、たえず質の高いサービスを提供し、強い信頼関係の確立を目指します。
2. オリックスは、連結経営により、すべての経営資源を結集し、経営基盤の強化と持続的な成長を目指します。
3. オリックスは、人材の育成と役職員の自己研鑽による資質の向上を通じ、働く喜びと誇りを共感できる風土の醸成を目指します。
4. オリックスは、この経営方針の実践を通じて、中長期的な株主価値の増大を目指します。

トピックス

平成19年（2007年）4月以降のトピックスをご紹介します。

平成19年（2007年）

- 4月
 - 予定死亡率（標準生命表）の改定に伴い、第一分野の保険商品について保険料を改訂
 - 「保険金等の支払状況に係る実態調査について」を報告
- 5月
 - 次世代育成支援対策推進法の定める「従業員の子育てを支援する企業」として認定 次世代認定マークを取得
- 7月
 - 『医療保険CURE-W [キュア・ダブル]』、『医療保険CURE-S [キュア・エス]』新発売
- 8月
 - 診断書取得費用相当額の一部について当社負担を開始（所定要件を満たす場合について）
 - 「保険金等の支払状況に係る実態調査」で判明した追加支払いの必要なお客さまへのお支払いが全件完了
- 11月
 - 新規のご契約についてクレジットカードによる保険料支払制度を導入
- 12月
 - 銀行窓販の全面解禁を受け、三井住友銀行、荘内銀行で『医療保険CURE [キュア]』、『定期保険Fine Save [ファインセーブ]』の販売を開始

〈次世代認定マーク〉



平成20年（2008年）

- 2月
 - 『週刊ダイヤモンド（ダイヤモンド社発行）』の「プロが入りたい保険」特集において、『医療保険CURE [キュア]』が医療保険部門で最多得票を獲得

〈キュアレディのパフレット〉

- 3月
 - 福岡銀行で『医療保険CURE [キュア]』の販売を開始
- 5月
 - 『医療保険CURE Lady [キュア・レディ]』新発売
 - 西日本シティ銀行で『医療保険CURE [キュア]』の販売を開始
- 6月
 - 沖縄銀行で『医療保険CURE [キュア]』の販売を開始





平成19年度決算のご報告

平成19年度（2007年度）における
事業の概況6

- 経営活動の概況
- 決算業績の概況
- 契約状況
- 資産運用の概況
- 平成15年度～19年度における主要な業務の状況を
示す指標（会社法基準）
- 米国会計基準（SEC基準）による主要な経営指標

新契約・保有契約の状況（個人保険）8

- 契約件数について
- 契約高について
- 年換算保険料について

資産・負債・純資産について9

損益について10

健全性について11

企業価値の指標
エンベディッド・バリュー（EV）14

平成19年度決算のご報告

平成19年度（2007年度）における事業の概況

■ 経営活動の概況

平成19年度（2007年度）の日本経済は、アジア諸国向けの輸出が好調に推移し、外需主導による景気拡大傾向が継続していましたが、サブプライム問題に端を発し、米国経済の景気後退の兆しが強まり、原油価格の高騰や急激な円高と相まって景気の減速感が増しました。

生命保険業界においては、少子高齢化、お客さまニーズの多様化、銀行窓販の全面解禁等による販売チャネルの多様化が進み、価格・商品・サービス競争が引き続き激化しています。一方、保険金等の支払い漏れ問題は業界への信頼を揺るがしました。お客さまの信頼回復が業界の最重要課題であり、支払管理態勢の強化やご契約者の皆さまへのアフターフォローの強化など様々な施策を講じています。

このような経済環境、業界動向の中、当社の平成19年度（2007年度）の営業概況は以下のとおりでした。

● 商品面

平成18年（2006年）9月発売の『医療保険CURE [キュア]』が代理店、通信販売（ダイレクト）の両チャネルで引き続き好調に推移する中、平成19年（2007年）7月に『CURE-W [キュア・ダブル]』と『CURE-S [キュア・エス]』を代理店向けチャネルで発売し「医療保険CURE」をシリーズ化しました。

● 販売面

営業部門において、優良な代理店の開拓・支援に努めた結果、新規代理店を859店設置し、平成19年度（2007年度）末の登録代理店は4,450店（うち個人代理店1,273店、法人代理店3,177店）となりました。

● 資産運用面

サブプライム問題に端を発する信用収縮、景気後退懸念、金融不安、ドル安など厳しい運用環境が続きました。そうした中、株式・オルタナティブ等のリスク資産を減らし、債券運用を強化しました。保障性商品へのシフトに伴った負債サイドのデュレーション長期化に対応し、債券のデュレーションを徐々に長期化させました。

■ 決算業績の概況

収支状況の収入面において、保険料等収入は1,210億円（対前年度比98.9%）、運用収益は179億円（同104.7%）となりました。支出面においては、保険金等支払金が1,063億円（同91.6%）、事業費は233億円（同108.6%）となりました。

当期の経常損失、税引前当期純損失および当期純損失は、それぞれ25億円、36億円、24億円となりました。

責任準備金は、標準責任準備金の積立を維持しています。経営健全性を示す指標であるソルベンシー・マージン比率は1,217.0%となりました。

■ 契約状況

個人保険の新契約については、件数で185,308件（対前年度比138.7%）、保険金額で5,872億円（同74.9%）となりました。個人保険の保有契約は、件数で599,332件（同124.6%）、保険金額で4兆2,481億円（同99.8%）となりました。

団体保険においては、団体数で112団体（同95.7%）、保険金額で4,289億円（同104.0%）となっています。

■ 資産運用の概況

長期安定した運用収益の確保と負債特性に応じた運用を目指し、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、オルタナティブ、不動産投資信託（REIT）等のリスク資産にもリスク分散と超過収益確保を目的に投資しています。

期末総資産は、前年度末から79億円減少し5,572億円となりました。その主な構成は、有価証券61.3%、貸付金21.9%です。総資産利回りは2.5%となりました。



■ 平成15年度～19年度における主要な業務の状況を示す指標（会社法基準）

(単位：百万円)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益	149,031	181,471	185,005	150,825	141,446
経常利益	357	△6,163	879	7,934	△2,565
基礎利益	567	△3,202	4,061	6,269	△2,608
当期純利益	△411	△6,196	△183	4,690	△2,418
資本金及び発行済株式の総数	15,000 300,000株	15,000 300,000株	15,000 300,000株	15,000 300,000株	15,000 300,000株
総資産	643,649	603,192	568,481	565,268	557,278
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	597,094	560,843	516,606	508,021	514,255
貸付金残高	188,483	134,119	129,973	144,496	121,886
有価証券残高	362,317	396,736	341,507	363,940	341,465
ソルベンシー・マージン比率	817.8%	902.0%	975.4%	1,240.5%	1,217.0%
従業員数	431名	426名	448名	478名	568名
保有契約高	3,955,710	4,281,830	4,552,762	4,674,690	4,682,082
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

※平成15年度～17年度においては商法基準となります。
 (注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

■ 米国会計基準（SEC基準）による主要な経営指標

オリックスグループは、米国の証券取引委員会による決算方式（SEC基準）を採用しているため、当社においても、会社法基準の他にSEC基準での決算を公表しています。

(単位：百万円)

	2006年3月期		2007年3月期		2008年3月期	
	(平成17年度)	対前年比	(平成18年度)	対前年比	(平成19年度)	対前年比
営業収益	140,037	102%	136,493	97%	131,444	96%
保険料収入	124,897		120,989		120,103	
資産運用その他収益	15,140		15,504		11,341	
営業費用	127,974	99%	125,663	98%	123,931	99%
責任準備金繰入額等	96,615		91,488		87,021	
その他費用	31,360		34,175		36,910	
税引前当期純利益	8,810	163%	10,831	123%	7,513	69%
法人税等	3,310		4,092		2,667	
当期純利益	5,500	157%	6,738	123%	4,846	72%
総資産	612,224	95%	614,394	100%	605,101	98%
保険契約債務	503,708	91%	491,946	98%	486,379	99%
株主資本 (払込資本金)	62,123 (15,000)	108%	74,220 (15,000)	119%	72,451 (15,000)	98%

(注) 米国の証券取引委員会による決算方式（SEC基準）により作成しております。

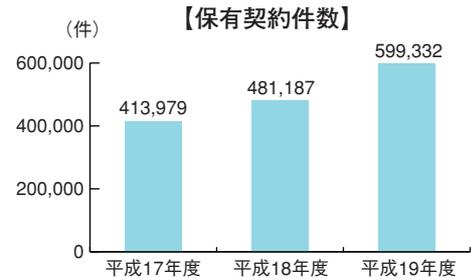
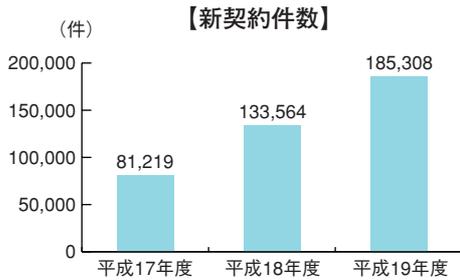
新契約・保有契約の状況（個人保険）

■ 契約件数について

個人向け保障性商品の販売に注力した結果、「医療保険CURE [キュア]」および平成19年度（2007年度）に新たにラインナップに加わった「医療保険CURE-W [キュア・ダブル]」、「医療保険CURE-S [キュア・エス]」の販売が好調に推移しました。個人保険の新契約件数は前年度実績から38.7%増加し、約18万5千件になりました。

個人保険の保有契約件数も前年度から24.6%増加し、ほぼ60万件に達しています。

契約件数はこの3年で大きく増加しています。

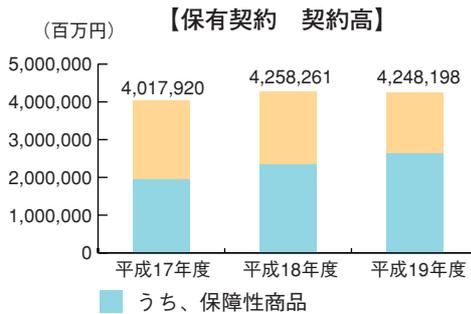
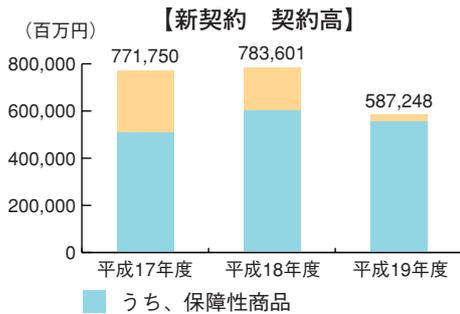


■ 契約高について

『医療保険CURE [キュア]』および『医療保険CURE-W [キュア・ダブル]』には死亡保障がないため、契約高には反映されません。契約件数は増加したものの新契約の契約高は前年より25.1%減少し、5,872億円となりました。

なお、遡増定期保険の販売を中止した影響もあり、保障性商品（定期保険、がん保険、医療保険等）の占める割合は94.5%となっています。

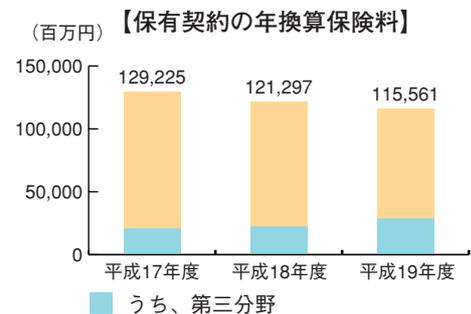
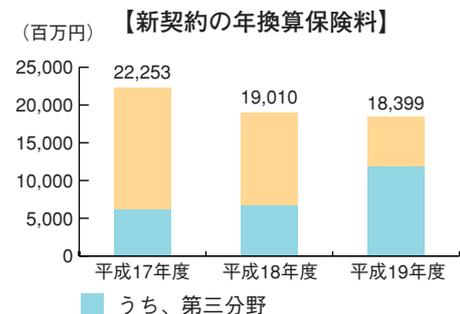
保有契約の契約高は、前年度とほぼ横ばいの4兆2,481億円となりました。



■ 年換算保険料について

平成19年度（2007年度）の新契約の年換算保険料は、前年度とほぼ横ばいの183億円ですが、うち、第三分野（医療保険やがん保険）は118億円となり、全体に占める割合は64.5%となりました。

保有契約の年換算保険料は前年度より4.7%減少して1,155億円となりました。





資産・負債・純資産について

有価証券残高

3,414 億円

有価証券残高は総資産の61.3%を占めています。公社債は2,306億円（総資産の41.4%）、外国証券は872億円（同15.7%）、その他の証券が234億円（同4.2%）となっています。

◆有価証券とは？

（国債・地方債・社債・株式・外国証券・その他の証券）

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する「外国株式」等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

責任準備金残高

5,142 億円

責任準備金残高は前年度から1.2%増加し、5,142億円となりました。当社は標準責任準備金の積立てを維持しています。

◆責任準備金とは？

生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、保険業法により積み立てが義務づけられています。死亡率は年齢とともに上昇しますが、保険料は通常平準払いです。このため、契約の前半では実際の保障に必要な額以上の金額が保険料として収入されます。保険期間の後半では、この逆の現象が生じます。保険期間全体でのバランスをとるため、収入保険料の一部を将来の保障のために準備金として積み立てておく必要があります。これが保険契約の責任準備金です。

貸付金残高

1,218 億円

平成19年度（2007年度）は前年度から15.6%減少し、1,218億円でした。

◆貸付金とは？

（保険約款貸付・一般貸付）

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約払戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約払戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付等があります。

資本金

150 億円

当社では平成11年（1999年）3月に自己資本を拡充して顧客利益の向上を図るため、80億円の第三者割当増資を行い、その結果、資本金は150億円となりました。

◆資本金とは？

保険業法第6条の規定により、株式会社では資本金の額が10億円以上でなければ保険事業が営めません。

総資産

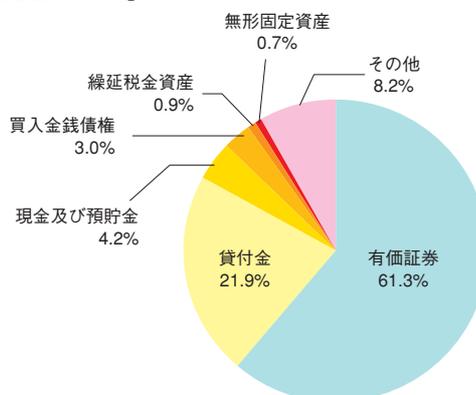
5,572 億円

貯蓄性の高い商品から個人向け保障性商品に販売方針を転換しているため、資産は減少傾向にあります。平成19年度（2007年度）は前年度から1.4%減少し、5,572億円です。

◆総資産とは？

貸借対照表の資産の部をみていただければ、総資産の内訳が分かります。主な資産としては、現金及び預貯金、買入金銭債権、有価証券、貸付金などです。

【資産の構成】



総資産 557,278百万円

貸倒引当金 △0.2%

損益について

保険料等収入

1,210 億円

貯蓄性の高い商品から、個人向け保障性商品に販売方針を転換している影響から、平成19年度（2007年度）の保険料等収入は前年度から1.1%減少し、1,210億円となりました。

◆保険料等収入とは？

保険料等収入は、ご契約いただいたお客さまから実際に払い込まれた収入保険料（および再保険収入）が計上されます。

経常損失

25 億円

平成19年（2007年）4月の標準生命表改定及び料率改定による責任準備金繰入額の増加と、有価証券評価損等により、平成19年度（2007年度）の経常損失は25億円となりました。

◆経常収益・経常費用・経常利益（損失）とは？

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、(1) 保険料収入、(2) 受取利息・配当金や有価証券の売却益といった資産運用収益です。

これに対して「経常費用」の主なものは、(1) 保険金・年金・給付金・払戻金などの支払、(2) 責任準備金繰入額、(3) 支払利息や有価証券の売却損、貸倒引当金繰入額などの資産運用に関する費用、(4) 会社運営のための費用である事業費です。

「経常利益（損失）」とは、「経常収益」と「経常費用」の差額で、1年間の事業活動の収支結果を表します。

保険金等支払金

1,063 億円

貯蓄性の高い商品の満期保険金の支払が減少し、平成19年度（2007年度）は前年度から8.4%減少し、1,063億円となりました。

◆保険金等支払金とは？

保険金等支払金は、保険金、年金、給付金、解約払戻金およびその他払戻金（契約の無効、取消、解除などによる払戻金、共同引受けの団体年金でのシェア減少による払出しなど）などの保険契約上の支払金が計上されます。

当期純損失

24 億円

平成19年度（2007年度）の当期純損失は24億円となりました。

◆当期純利益又は純損失とは？

税引前当期純利益（純損失）から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益（損失）を意味します。



健全性について

ソルベンシー・マージン比率

1,217.0 %

平成19年度（2007年度）末における当社のソルベンシー・マージン比率は1,217.0%であり、引き続き高い水準を維持しています。

（単位：百万円）

項 目	平成17年度末	平成18年度末		平成19年度末	
			増減率		増減率
ソルベンシー・マージン総額 (A)	72,502	83,341	15.0%	60,856	△27.0%
資本金等	12,673	17,363	37.0%	14,945	△13.9%
価格変動準備金	1,122	1,270	13.2%	1,410	11.0%
危険準備金	2,794	3,034	8.6%	3,312	9.2%
一般貸倒引当金	256	255	△0.2%	382	49.5%
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	7,689	13,304	73.0%	△637	△104.8%
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—		—	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	—		41,148	
負債性資本調達手段等	9,000	9,000	0.0%	—	△100.0%
控除項目	—	—		—	
その他	38,966	39,112	0.4%	293	△99.3%
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R8)^2+(R2+R3+R7)^2}+R4$ (B)	14,865	13,436	△9.6%	10,000	△25.6%
保険リスク相当額 R1	2,875	3,030	5.4%	2,611	△13.8%
予定利率リスク相当額 R2	1,011	958	△5.2%	905	△5.5%
資産運用リスク相当額 R3	13,055	11,806	△9.6%	8,184	△30.7%
経営管理リスク相当額 R4	508	315	△37.8%	368	16.6%
最低保証リスク相当額 R7	—	—		—	
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	—	—		574	
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	975.4%	1,240.5%	増減ポイント +265.1ポイント	1,217.0%	増減ポイント △23.5ポイント

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、平成17年度末及び平成18年度末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は「その他」に含まれています）。

2. 平成19年度末より、「第三分野保険の保険リスク相当額R8」を含めて算出しています（平成17年度末及び平成18年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。

平成19年度（2007年度）末のソルベンシー・マージン比率および項目別の主な変動要因について

ソルベンシー・マージン総額は前年度から27.0%減少しましたが、リスクの合計額も前年度から25.6%減少しました。その結果、ソルベンシー・マージン比率は1,217.0%と、前年度並の水準を維持しています。

① その他有価証券の評価差額の変動について

世界的な景気減速懸念および国内金利の低下に伴い、国内債券の含み益は35億円となりました。一方、外国証券は信用リスクの高まり等で23億円の含み損となりました。また、その他の証券では、不動産投資信託（REIT）の値下がり等で20億円の含み損となりました。

【その他有価証券の評価差額の内訳】

（単位：百万円）

区 分	評 価 差 額
公 社 債	3,575
株 式	—
外 国 証 券	△2,305
そ の 他 の 証 券	△2,014
買 入 金 銭 債 権	107
合 計	△637

② 負債性資本調達手段等の変動について

平成20年（2008年）3月、オリックス株式会社から借り入れていた90億円の劣後ローンを返済しました。

③ 資産運用リスクの変動について

株式ファンドの解約等に伴い、資産運用リスクは軽減しました。

<支払余力を構成する要素>

(単位：百万円)

項目	平成19年度末	占率
(負債の部)		
保険料積立金 ほか		
解約払戻金相当額 超過部分 (=全期チルメル式責任準備金相当額超過額)	41,148	67.6%
価格変動準備金	1,410	2.3%
危険準備金	3,312	5.4%
負債性資本調達手段等	—	—
一般貸倒引当金	382	0.6%
(純資産の部)		
資本金等	14,945	24.6%
その他有価証券の評価差額	△637	△1.0%
(オフバランス)		
将来利益	293	0.5%
支払余力（マージン）の総額	60,856	100.0%

<諸リスクの意味>

リスクの合計額は、保険リスクや予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクなど、それぞれの通常の予測を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額（R1）

大災害の発生などにより、保険金支払いが急増するリスク相当額

予定利率リスク相当額（R2）

運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額

資産運用リスク相当額（R3）

株価暴落・為替相場の激変などにより資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産などにより貸倒れが急増するリスク相当額

経営管理リスク相当額（R4）

業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額

最低保証リスク相当額（R7）

変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額

第三分野保険の保険リスク相当額（R8）

第三分野における保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより、給付金支払いが急増するリスク相当額

◆ソルベンシー・マージン比率とは？

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式相場の大暴落など通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するひとつの指標のことです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージン総額）を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。この比率が200%を下回る場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100$$



基礎利益

△ 26 億円

基礎利益は、平成19年（2007年）4月の標準生命表改定及び料率改定による責任準備金繰入額の増加の影響と、事業費の増加などにより、前年度の62億円から88億円減少し、26億円の赤字となりました。

基礎利益の計算方法

$$\text{基礎利益} = \text{経常利益} - \text{キャピタル損益} - \text{臨時損益}$$

◆基礎利益とは？

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているのではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰入れ（戻入れ）、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ・資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入（貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。）と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益

などを表しています。

実質純資産

601 億円

平成19年度（2007年度）は、有価証券の含み損等の影響で、19.3%減少して601億円となりました。

◆実質純資産とは？

実質純資産額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産負債差額ともいいます。

逆ざや

前年度に引き続き平成19年度（2007年度）末において逆ざやは生じていません。

◆逆ざやとは？

生命保険会社は、ご契約者にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を「予定利率」といいます。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（これを「予定利息」といいます）を、運用収益などで確保する必要があります。ところが、かつてない超低金利が続かなかで、この予定利息分を実際の運用収益などでまかなえない状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

ただし、生命保険会社には、物件費や人件費といった会社運営上の諸経費を節約することによって生じる収益や、保険料の計算上予定した死亡者数より実際の死亡者数が下回ることによって生じる収益などがありますので、これらの収益によって「逆ざや」を埋め合わせることができます。従って、現在の「逆ざや」状態が続いたとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

（参考）逆ざや額の算出式

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り}^{※1} - \text{平均予定利率}^{※2}) \times \text{一般勘定責任準備金}^{※3}$$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、以下の方式で算出します。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{十期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1/2$$

格付け

当社は、保険金支払能力や保険財務力について、お客さまに客観的な判断をしていただくために、格付機関に依頼し、「格付け」を取得しています。当社の信用力は、確かな財務基盤によって支えられており、高い評価を受けています。

格付投資情報センター（R&I）	保険金支払能力	A+	Aの定義：保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。
日本格付研究所（JCR）	保険金支払能力 長期優先債務	A+ A+	Aの定義：債務履行の確実性は高い。
スタンダード＆プアーズ（S&P）	保険財務力	A-	Aの定義：保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付け（AAA・AA）に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

※格付けの後に付加されている「+」「-」の記号は、同じ格付け等級内での相対的な位置を示しています。
 （注）格付けは、格付機関の評価であり、保険金の支払いなどについて保証するものではありません。また、格付けは将来の経済環境等の変化により、変更になることがあります。詳しくは、格付機関のホームページをご覧ください。

企業価値の指標 エンベディッド・バリュー (EV)

エンベディッド・バリュー (EV)

899 億円

平成20年(2008年)3月末のEVは、平成19年(2007年)3月末から12億円減少し、899億円となりました。その内訳は、保有契約の価値が721億円(107億円増加)、修正純資産が178億円(119億円減少)です。

◆エンベディッド・バリュー (EV) とは？

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下、「EV」と略。)とは、生命保険会社の企業価値・業績を表す指標のひとつで「保有契約の価値」(保有契約からもたらされる将来利益の現在価値)と「修正純資産」(企業の純資産価値)を合計したものです。

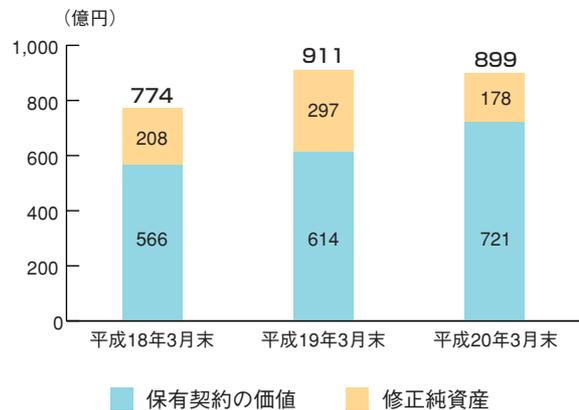
一般に生命保険契約は、契約を獲得してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、ヨーロッパやカナダでは、損益計算書等法定の会計情報を補完するものとして、生命保険会社の企業価値を評価する指標のひとつであるEVが使用されています。

当社では、公正性を確保するため、専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるアーンスト アンド ヤング・フィナンシャルサービス株式会社にEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果の妥当性の検証を依頼し、意見書を受領しています。意見書は当社ホームページ (<http://orix.co.jp/ins/>)にてご参照いただけます。

(単位:億円)

	平成19年3月末	平成20年3月末	
			増減額
E V	911	899	△12
保有契約の価値	614	721	107
修正純資産	297	178	△119
EVのうち年度中新契約の価値	55	79	24

- 「保有契約の価値」 = 「保有契約の将来の税引後利益の現在価値」
- 「資本コストの現在価値」
「資本コスト」は、前提とするソルベンシー・マージン比率を維持していくために必要な資本に係るコスト(リスク割引率と運用利回りの差から生じる利息差)です。
- 「修正純資産」 = 「純資産の部合計(除く評価差額金)」 + 「価格変動準備金」
+ 「危険準備金」 + 「一般貸倒引当金」 + 「有価証券含み損益」
+ 「土地含み損益」 - 「前5項に係る税効果相当額」
- 「EVのうち年度中新契約の価値」は、EV総額のうち、年度中の新契約のみの価値を表します。
- 上記「保有契約の価値」における「将来の税引後利益」と「修正純資産」の計算に用いる貸借対照表および諸準備金は、日本の法定会計に基づくものです。



【EVの変動要因】

(単位:億円)

項目	金額
①平成19年3月末EV	911
②保有契約の価値の割引のリリース	43
③前提条件の変更	△25
④前提条件と実績の差	△109
⑤平成19年度新契約の価値	79
平成20年3月末EV (①+②+③+④+⑤)	899

左記③前提条件の変更による影響額(△25億円)の内訳

- (1) 死亡率・発生率、及び解約率に関する前提の変更の影響額 …△12億円
- (2) 維持費・集金費のユニット・コスト変更の影響額 ……+23億円
- (3) 資産運用利回りに関する前提の変更の影響額 ……△60億円
- (4) リスク割引率に関する前提の変更の影響額 ……+26億円
- (5) その他 ……△2億円

左記④前提条件と実績の差による影響額(△109億円)の内訳

- (1) 保有契約の価値への影響額 ……△13億円
- (2) 修正純資産への影響額 ……△95億円

<注意事項>

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。従いまして、EVは企業価値を評価する唯一の指標としてではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。



お客さまにご満足いただくために

CS活動について 16

- CS推進体制
- お客さまの声を把握する仕組み
- 苦情について
- お客さま満足度調査の実施

販売形態 20

- 保険代理店による販売
- 銀行等の金融機関による販売
- 通信販売（オリックス生命ダイレクト）による販売

新規開発商品の状況 20

- 商品開発の考え方
- 商品開発の状況

保険商品一覧 21

- 個人・法人向け商品
- 団体・企業向け商品
- 主な特約

教育・研修の概略 23

- 代理店研修
- 社員研修

お申込契約の審査態勢 24

お申し出・お問合せの対応状況 24

保険金・給付金等の支払態勢について 25

- 保険金等の支払状況に係る実態調査：対応について
- 保険金・給付金等の支払態勢

お客さまへの情報提供 26

- 経営に関する情報提供
- ご契約締結前の情報提供
- ご契約締結後の情報提供
- デメリット情報

勧誘方針 27

お客さまにご満足いただくために

CS活動について

■ CS推進体制

当社では、さらなるCS向上を目指し、以下のような体制で取り組んでいます。

(1) CS推進体制

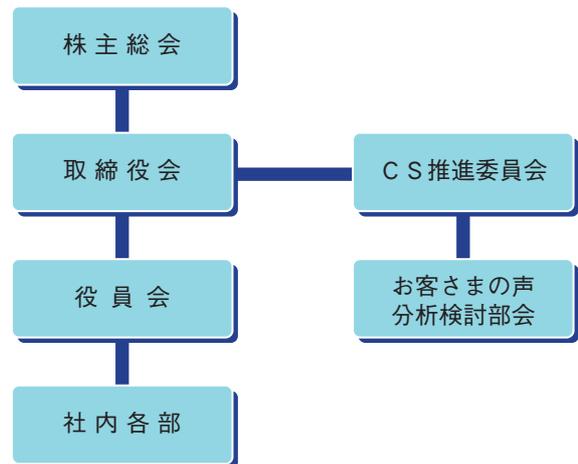
- ①取締役会の直轄組織として、社内のCS活動を推進する「CS推進委員会」を設置しています。当委員会は、取締役常務執行役員を委員長とし、関連部門責任者が委員となり、定期的を開催されています。
- ②CS推進を担当する専任部署として、経営管理部内にCSチームを設置しています。
- ③社内関連部署がお客さまの声の対応を協議するための会議体として、「お客さまの声分析検討部会」を設置し、上記CS推進委員会の下部機構として活動しています。

(2) 社内の教育・研修

当社では、社内教育・研修について、新入社員研修・中堅社員研修などの等級別研修、新任拠点長研修・営業社員研修などの職種別研修を実施しています。

平成18年（2006年）2月からは、これら社内の研修にCSプログラムを加えて実施しています。

【社内組織図抜粋】



お客さまにご満足いただくために

■ お客さまの声を把握する仕組み

当社がお客さまの声を把握するための仕組みは、以下のとおりです。

(1) コンタクト窓口

- ①お客様相談窓口
一般消費者の皆さま向けの窓口で、保険一般に関するお問合せや苦情などを受け付けています。
- ②オリックス生命ダイレクトコールセンター
通信販売保険のお客さま向けの窓口で、資料請求から契約後のお問合せなどを一貫して受け付けています。
- ③カスタマーサービスセンター
当社とご契約いただいているお客さま向けの窓口で、保険契約に関するお問合せや保険金請求などを受け付けています。
従来、支社窓口などで承っていた契約者の皆さまからのお問合せなどを、専任のオペレーターが直接お客さまのお申し出に対応する方法に移行中で、業務の迅速性・正確性を向上させていきます。

ルとしても活用し、お客さまの声に対する対応のスピードアップと業務改善に対する社内の意識向上に寄与しています。

②コールセンターシステム

オリックス生命ダイレクトコールセンターに寄せられたお客さまの声は、担当オペレーターを通じてコールセンターシステムに記録され、CS改善のための重要情報として活用しています。

(3) 社内の情報共有・対応施策検討方法

お客さまの声への対応状況の把握、継続的な分析・検討は、「お客さまの声分析検討部会」で実施しています。

この部会は、お客さまの声を社内で共有し、これらを反映した施策を検討・推進することを目的として平成16年（2004年）7月に発足した「苦情等分析検討会」を、平成18年（2006年）1月に発展的に改組したものです。「CS推進委員会」の下部組織として、社内関連部署の責任者から構成され、月次で部会を開催し、「承り票により報告されたお客さまの声」への対応を協議しています。

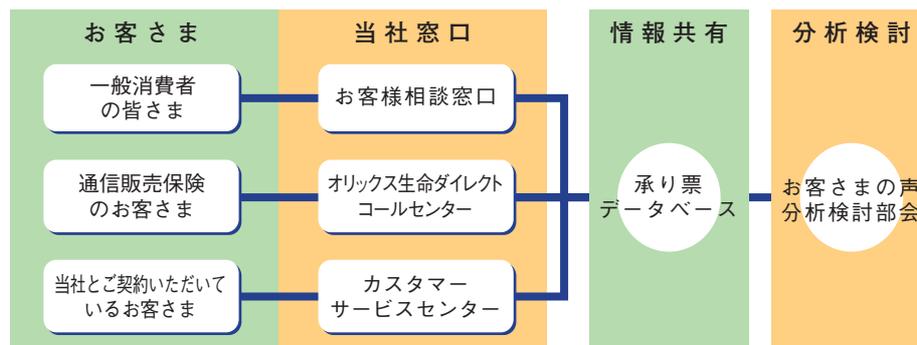
活動状況は、定期的に経営陣に報告されています。

(2) 記録・登録方法

①承り票制度

お客さまからのお問合せ・苦情などを「承り票」という定型書式に記録する制度です。専用の「承り票データベース」システムにより、内容はもとより対応状況を逐次管理しています。また社内連携のツ-

【仕組みのフロー図】



(4) お客さまの声を踏まえて経営改善を行った主な施策

① 双方向コミュニケーションの改善

- 耳や言葉が不自由なお客さま等の当社への問合せ用に設置している「お客さま用フリーFAX」の利用方法等について当社ホームページに掲載しました。
- 平成18年度（2006年度）より、年1回の「ご契約内容のお知らせ」に、返信用ハガキを同封し、広くお客さまの声を集めるようにしました。返信ハガキに記載された内容は、お客さまの声を記録する「承り票データベース」に登録し、お客さまの声分析検討部会での審議を経て、改善策等を実施しています。平成19年（2007年）4月から平成20年（2008年）3月までの返信件数は604件です。

② 利便性および分かりやすさの向上

- 保険金・給付金等の請求と受取りについて、知っておいていただきたい基本的なことがらをまとめた「ご請求の手引き」を作成しました。この冊子は、ホームページの「保険金・給付金のご請求手続きについて」のなかでも掲載しています。
- 年払・半年払の方の口座振替予告案内に、生命保険料控除の申告方法に関する留意事項を記載しました。
- 月払契約の口座振替ができなかった場合で、翌月に2か月分の請求を行う際の請求方法を変更し、お客さまにとって不本意な契約の失効を減らしました。
- 生命保険控除証明書の送付方法を変更し、早期化を図りました。
- 給付金の平均支払所要日数を、平成18年度（2006年度）平均では3.1日*であったものを、平成19年度（2007年度）平均で2.4日*に短縮しました。
- 保険金の平均支払所要日数を、平成18年度（2006年度）平均では3.4日*であったものを、平成19年度（2007年度）平均で2.8日*に短縮しました。

*印鑑もれ、記載もれなどがない場合

③ お客さまのニーズに応えた新商品開発

- 『医療保険CURE [キュア]』に死亡保障を付けた商品『医療保険CURE-S [キュア・エス]』、入院の支払限度日数を60日プラスした『医療保険CURE-W [キュア・ダブル]』を、平成19年（2007年）7月に発売しました。
- 女性特有の病気だけでなく、すべてのがんによる入院を手厚く保障する、女性専用『医療保険CURE Lady [キュア・レディ]』を平成20年（2008年）5月に発売しました。

★
お客さまにご満足いただくために

■ 苦情について

(1) 平成19年度（2007年度）に当社にお寄せいただいた苦情件数と内訳

	件数	割合(%)
新 契 約	290	37.8
収 納	72	9.4
保 全	114	14.9
保険金・給付金	171	22.3
そ の 他	120	15.6
合 計	767	100.0

(2) 苦情の主な事例と対応状況

	お客さまからの苦情やご要望	対応・改善事例
新契約関係	「保険関係の書類全般が非常に分かりにくい。」 「字が小さくて読めない。」	<ul style="list-style-type: none"> 「ご契約のしおり／約款」の冊子をA6版からA5版へ大型化し、活字を8ポイントから10.5ポイントに大きくしました。 お客さまが利用しやすいように、目的別の目次を追加しました。さらに平易な言葉使いへの変更や、図の挿入等の工夫を加えました。
	「書類の記載に不備が何回も出たので不愉快になり、申込みをキャンセルした。」	<ul style="list-style-type: none"> 告知書の不備の際には、告知書全体の再記入をお願いしていましたが、不足部分のみの追記に変更しました。
収納関係	「クレジットカードでも、引落としてできるようにできないか。」	<ul style="list-style-type: none"> 個人の新規ご契約で、クレジットカードによる引落としができるように変更しました。
	「銀行の残高が足りなくても、引落としてできるようにできないか。」	<ul style="list-style-type: none"> 月払契約について、保険料が引落としてできなかった次の月には2ヶ月分の保険料引落としができるだけの残高が必要でしたが、残高が1ヶ月分でも引落としができるように変更しました。
保全関係	「生命保険料控除証明書が届くのが遅い。」	<ul style="list-style-type: none"> 年末に入金されるお客さまには、控除証明書の発行頻度を月1回から週1回とし、発送の早期化を図りました。
	「ご加入契約のご案内（ハガキ）の内容が分かりづらい。」 「契約内容についてもっと詳しく記載して欲しい。」	<ul style="list-style-type: none"> ハガキから封書に変更し、ご契約内容の記載用紙をA3版見開きとしました。 保険用語の解説、記載内容の解説を含め内容を詳細にするとともに、当社の現況等についても案内を入れることで、ご契約案内の充実を図りました。
保険金・給付金関係	「給付金支払時に事前の連絡もなく保険料が相殺されている。その後、口座振替された。保険料の二重取りではないか。」	<ul style="list-style-type: none"> お客さまへの事前連絡を徹底するとともに、支払通知に、保険料相殺についての記載をしました。
	「給付金請求時、診断書を取付けるのに費用がかかる。」	<ul style="list-style-type: none"> 保険金・給付金等のご請求の際、お客さまから診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払対象外（非該当）となった場合に診断書取得費として所定の金額を会社が負担することとしました。
その他	「オリックスフィナンシャルワンという会社から、融資をするとのハガキが来た。」	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等に「オリックスを無断で称する業者にご注意ください」という見出しで注意喚起を実施しました。

お客さまにご満足いただくために

■ お客さま満足度調査の実施

お客さま満足度調査を、外部の専門家を交えて郵送で実施しました。皆さまからいただいた声は、当社の今後のよりよいサービスに役立ててまいります。

(1) 平成19年度（2007年度）お客さま満足度調査実施概要

調査期間：平成19年（2007年）9月3日～10月2日
 目的：お客さまの満足度だけでなく、当社のサービスなどに対する不満についても的確に把握すること
 対象：当社のご契約者6,000名（無作為抽出）
 回答数：1,924件（回収率 32%）
 調査委託先：株式会社三菱総合研究所 コンサルティング事業本部

(2) 結果の概要

①オリックス生命の保険商品やサービス全体の印象について、約7割のお客さまから「満足」もしくは「どちらかといえば満足」との回答をいただきました。

【Q. オリックス生命の生命保険やサービスについて、全体としてどのような印象をお持ちですか？】



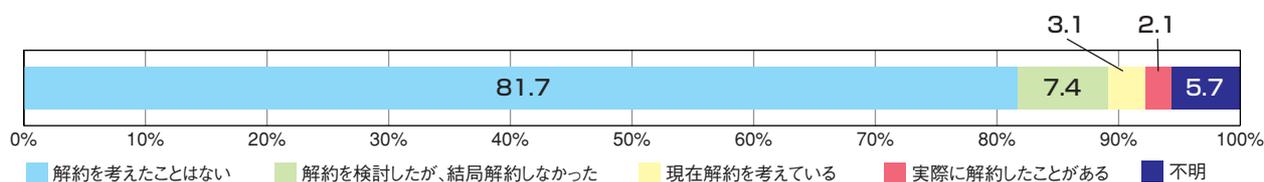
②オリックス生命をご家族・ご友人などにお勧めしたいか、との問いに対して、約5割のお客さまから「勧めたことがある」、「勧めたい」もしくは「どちらかといえば勧めたい」との回答をいただきました。

【Q. ご家族、ご友人、知人にオリックス生命をお勧めになりますか？】



③これまでに解約を考えたことはないというお客さまは82%でした。一方、解約を検討したことがあるというお客さまは1割強でした。

【Q. オリックス生命の保険商品について解約を検討されたことはありますか？】



お客さまにご満足いただくために

販売形態

生命保険の「選び方」が多様化する時代、当社では保険代理店、通信販売、銀行等の金融機関を通してお客さまに商品をお届けしています。より多くのお客さまの保険選びをサポートするため、それぞれの販売において、販売ルート of 拡大やサービスの向上を図っています。

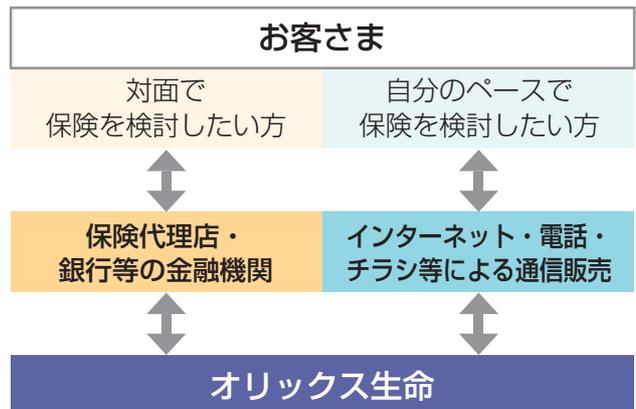
■ 保険代理店による販売

当社では、全国約4,500店（平成20年（2008年）3月末日現在）の保険代理店と委託契約を結び、きめ細かなプランニングによりお客さまに合った商品をご提供する体制を構築しています。

当社の商品を取り扱う保険代理店には、税務や会計等で特に高い専門知識を持つ代理店や、損害保険など他の金融商品にも精通する代理店、また、ご家族で気軽に立ち寄れるよう大型スーパーマーケット内や駅周辺にオフィスを構える来店型代理店など、様々なタイプがあります。お客さまのニーズに合った保険選びをサポートするため、当社では保険代理店網の拡大を図っています。

■ 銀行等の金融機関による販売

平成19年（2007年）12月22日、銀行窓販が全面解禁となり、保障性商品も販売できるようになりました。平成20年（2008年）6月30日現在、『医療保険CURE [キュア]』や『定期保険Fine Save [ファインセーブ]』等を販売する提携銀行は5行です。今後も提携銀行数を拡大する予定です。



■ 通信販売（オリックス生命ダイレクト）による販売

当社では平成9年（1997年）、業界で初めて通信販売による生命保険の取扱いを開始しました。以来、テレビや新聞、雑誌、インターネットなどさまざまなメディアを通して、オリックス生命ダイレクトの商品をご提供しています。

平成19年（2007年）3月からは当社の広告に女優・上野樹里さんを起用し、皆さまから親しまれています。

新規開発商品の状況

■ 商品開発の考え方

当社では、お客さまのニーズに応じた最適な保険をご提供できるよう、新商品の研究および開発に努めています。特に、死亡保障商品および入院保障商品については、お客さまへ必要な保障を低価格でご提供することに注力しています。今後もお客さまのご要望に応え、常に新たな視点で商品開発に取り組み、「ほかにはないアンサー」を提供していきたいと考えています。

■ 商品開発の状況

当社では医療保障に対する高いニーズに応え、7つの生活習慣病に対する保障を手厚くした『医療保険CURE [キュア]』を発売したのをはじめとし、CUREの1入院の支払限度を拡大した『医療保険CURE-W [キュア・ダブル]』、CUREに死亡保障をセットした『医療保険CURE-S [キュア・エス]』を発売しシリーズ化しました。

さらに、平成20年（2008年）5月に女性特有の病気とがんによる入院を特に手厚く保障する女性のための『医療保険CURE Lady [キュア・レディ]』を発売しました。

【医療保険CURE Lady [キュア・レディ] の仕組み図】 保険期間：終身（スタンダードプラン） [主契約1万円＋女性入院特約5千円]

病気入院	所定の女性特有の病気・がんで入院された場合（女性入院給付金＋疾病入院給付金）	●1回の入院について60日または120日まで保障 ●通算支払限度 1,000日	1日につき 15,000円	一生涯保障
	所定の女性特有の病気・がん以外の病気での入院された場合（疾病入院給付金）	●1回の入院について60日または120日まで保障 ●通算支払限度 1,000日	1日につき 10,000円	
ケガ入院	ケガで入院されたとき（災害入院給付金）	●1回の入院について60日または120日まで保障 ●通算支払限度 1,000日	1日につき 10,000円	
手術	所定の手術を受けたとき（手術給付金）	支払回数の制限はありません	1回につき 20万円	

（注）詳細は「パンフレット」、「契約概要」（通信販売の場合は「商品概要のご説明」）、「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

保険商品一覧

■ 個人・法人向け商品

*○は通信販売で取り扱っている商品です。

保険種類	商品名	特長	通信販売(*)
疾病・医療保険	医療保険CURE [キュア]  無配当 七大生活習慣病入院保険・入院医療特約付	お手頃な保険料で一生涯の医療保障を得たい方へ 1.病気・ケガで入院された場合、1入院60日、通算1,000日まで保障。 2.七大生活習慣病で入院した場合は1入院120日、通算1,000日まで保障。 3.「三大疾病治療一時金特約」を付加すれば、がん・急性心筋梗塞・脳卒中で入院された場合、一時金をお支払い。支払回数は無制限(但し2年に1回を限度とします)。	○
	医療保険CURE-W [キュア・ダブル]  無配当 七大生活習慣病入院保険・入院医療特約付	1入院あたりの保障日数を拡大して、安心を充実させたい方へ 1.病気・ケガで入院された場合、1入院120日、通算1,000日まで保障。 2.七大生活習慣病で入院した場合は1入院180日、通算1,000日まで保障。 3.は『医療保険CURE [キュア]』と同様。	—
	医療保険CURE-S [キュア・エス]  無配当 七大生活習慣病入院保険・入院医療特約付	一生涯の医療保障に加え、万一の際の保障も手に入れたい方へ 1.2.3.は『医療保険CURE [キュア]』と同様。 4.一生涯の医療保障に加え、入院給付金日額500倍の死亡保障をプラス。	—
	医療保険CURE Lady [キュア・レディ]  無配当 医療保険(2007)・入院特約(2007)・手術特約(2007)	女性特有の病気とすべてのがんに手厚い一生涯の医療保障を得たい女性の方へ ○女性特有の病気で入院された場合は、入院給付金を上乗せしてお支払いします。 ○女性特有のがんに限らず、すべてのがんで入院された場合も入院給付金を上乗せしてお支払いします。 ○1入院の支払限度日数に応じて「60日型」と「120日型」から選べます。	○ (60日型のみ)
定期保険	Fine Save [ファインセーブ]  無配当 解約払戻金抑制型定期保険	お手頃な保険料で一定期間の死亡保障を得たい方へ ○保険期間を通じて解約払戻金をなくすことで、お手頃な保険料を実現しました。 ○保険期間は10年満了から30年満了まで、60歳満了から80歳満了までを5年刻みで選べます。 ○保険金額は最低100万円から、10万円単位で設定可能。ニーズに合わせた設計が可能です。	○
	ロングターム7 無配当 低解約払戻定期保険	少ない保険料で、長期にわたる死亡保障を確保したい方へ 低解約払戻期間を設定し、解約払戻金を70%に抑制することで、従来の当社の定期保険に比べて保険料を低減。一定の保険料で98歳までの長期保障が得られます。	—
	定期保険 無配当 定期保険	一定期間中に、大きな死亡保障を確保したい方へ ライフプランに合わせて豊富なパターンから保険期間の選択が可能。入院や災害死亡などをカバーする各種特約により、保障をさらに充実させることもできます。	—
	短期定期保険 無配当 年齢群団定期保険	必要な期間だけ合理的に保障を確保したい方へ 同一年齢グループ内であれば性別にかかわらず保険料は同一。1年更新のシンプルな保障です。各種特約との組合せで、ニーズに合った保障を設計できます。	—

お客さまにご満足いただくために

*○は通信販売で取り扱っている商品です。

保険種類	商品名	特長	通信販売(*)
がん保険	ガンブロック21 無配当 新がん保険(2002)VI型	お手頃な保険料でがんへの保障を確保したい方へ がんの治療・手術に重点を絞り、お手頃な保険料を実現。がん入院給付金は支払日数無制限、がん治療給付金も2年に1回を限度として複数回お支払いします。	—
	新がん保険 無配当 新がん保険(2002)V型・VII型・VIII型	充実した一生涯のがん保障を確保したい方へ がんによる入院開始時から退院後までを一生涯にわたリトータルに保障。がん入院給付金は支払日数無制限、がん治療給付金も2年に1回を限度として複数回お支払いします。	—
収入保障	収入保障保険 大黒様 無配当 解約払戻金抑制型収入保障保険	万一の保障を、ご家族の生活資金として年金で受け取りたい方へ 解約払戻金をなくすことでお手頃な保険料を実現。万一の際は、年金を保険期間満了まで毎年お支払いします。	—
特定疾病医療保険	特定疾病保障保険 無配当 特定疾病保障保険	がん、急性心筋梗塞、脳卒中への保障を確保したい方へ がん、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態に該当されたときや、死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態に該当された場合に保険金をお支払いします。	—
終身保険	終身保険 無配当 終身保険	一生涯の死亡保障や高度障害の保障を確保したい方へ 保険料の払込期間はライフプランに合わせて選択が可能。相続税の納税対策、経営者・役員の死亡退職金・弔慰金の支払原資としてもご利用いただけます。	—
養老保険	養老保険 無配当 養老保険	生活設計資金の準備と、万一の保障をご希望の方へ 保険期間中に万一のことがあった場合は死亡保険金を、無事に保険期間満了を迎えられた場合は死亡保障と同額の満期保険金をお支払いします。	—

お客さまにご満足いただくために

■ 団体・企業向け商品

商品名	特長
総合福祉団体定期保険	企業、団体の弔慰金準備や労災保障の確保など、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。
団体定期保険	団体所属員ご本人、および遺族の生活保障を確保するためにご活用いただけます。
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者のための、生命保険です。

■ 主な特約

定期保険特約	養老保険特約	災害割増特約	傷害特約
災害入院特約 (B87)	新疾病入院特約	入院保障特約 (90)	三大疾病治療一時金特約
リビング・ニーズ特約	年金支払特約		

教育・研修の概略

■ 代理店研修

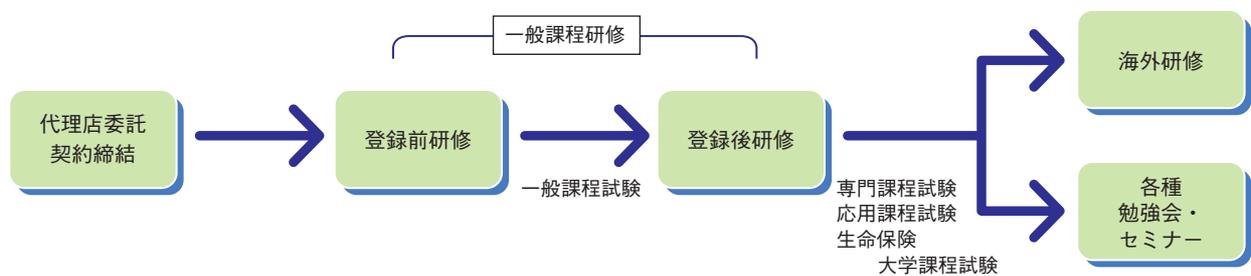
代理店支援・育成のための充実した研修制度

当社では、生命保険販売を行う代理店網を組織し、各代理店が営業活動することによってお客さまとの接点をつくる「代理店制度」を採用しています。

この制度のもと、生命保険や損害保険はもとより、税務、会計、ファイナンシャルプランナーなどの各分野の専門家がお客さまに対してコンサルティング活動を行うとともに、お客さまのニーズに合った生命保険を募集することで、総合的なソリューションのご提供を目指しています。

代理店に対する教育研修としては各拠点での通常サポートに加え、外部講師を招いた各種勉強会・セミナーを実施しています。さらに、販売実績において特に優秀な成績を残した代理店を海外に招く研修制度も設けています。

今後とも代理店との緊密なパートナーシップを培うとともに、充実した質の高い教育・研修を行い、代理店の支援・育成に努めます。



■ 社員研修

自主性のある人材の育成・強化を目指した教育制度

入社前・入社時研修では、オリックスグループ合同で金融に関する知識や社会人としての基礎知識を学びます。配属後はOJT研修により業務を実践・理解し、フォローアップ研修で業務知識を深めています。入社2年目以降は職種・等級毎に必要な知識や能力を身に付けることを目的として、職種・等級別研修を行っています。

また、契約者の皆さまをはじめ社会からの信頼を確保すべく、コンプライアンス通信教育・コンプライアンスオフィサー検定試験、個人情報保護オフィサー通信教育・個人情報保護オフィサー検定試験を実施しています。さらに幅広い知識や専門性向上を目指し、専門職大学院の通学制度や大学主催のビジネスプログラム講座・金融関連のオープンセミナーなど、多くの公募型・選択型カリキュラムを用意しています。



★
お客さまにご満足いただくために



お申込契約の審査態勢

生命保険は大勢の契約者の皆さまが保険料を公平に負担し、万一の場合に保障を受けることができる制度です。当社では次のような対応によって契約者間の公平性の確保・不正契約の混入防止を図り、生命保険の健全な運営に努めています。

- 当社の定めた基準に基づき、告知のほか医師による診査等により、被保険者の方の健康状態を確認させていただいています。
- 医師による診査等に際し、運転免許証などの公的書類のご提示により、被保険者の方の本人確認をさせていただいています。
- 当社の定めた基準に基づき、当社または当社の委託した担当者が被保険者の方の健康状態や職業上の危険等を確認させていただいています。

社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会では、保険契約等の引受けおよび保険金、入院給付金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために、保険金額および給付金額が一定の水準以上の保険契約を「ご契約内容登録制度」に登録し、さらに「契約内容照会制度」により、「契約内容登録制度の登録内容」と「全国共済農業協同組合連合会の契約内容」を相互に照会しています。

お申し出・お問合せの対応状況

生命保険は長期にわたる契約ですので、保険金・給付金のご請求はもちろん、契約内容や住所のご変更など、さまざまな手続きが必要となります。

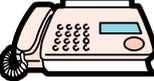
当社では、お客さま専用のコールセンターをカスタマーサービスセンター内に設置し、契約者の皆さまから直接お申し出をいただける態勢を構築いたしております。

また、住所変更等の一部お手続きについては、当社ホームページからのお手続きが可能であり、その他毎年お手元にお届けする「ご契約内容のご案内」の「各種手続き連絡シート」やフリーファックス（通信料無料）でのお申し出などお申し出方法の多様化に努めております。

一般のお客さまからの生命保険に関するお問合せにつきましては、カスタマーサービスセンター内の【お客様相談窓口専用ダイヤル】で承っております。

お客さまにご満足いただくために

【ご契約中のお客さま向け ご連絡・お問合せ先】

	<p>カスタマーサービスセンター</p> <p>代理店（対面）商品 通信販売商品</p> <p>フリーダイヤル 0120-506-094 フリーダイヤル 0120-094-160</p> <p>月～金 9:00～18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">お電話でご連絡いただく必要のあるお手続き</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険金ご請求 ● 給付金ご請求 ● 期間変更 ● 自動更新拒否 ● 増額 </td> </tr> </table>	お電話でご連絡いただく必要のあるお手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金ご請求 ● 給付金ご請求 ● 期間変更 ● 自動更新拒否 ● 増額 		
お電話でご連絡いただく必要のあるお手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金ご請求 ● 給付金ご請求 ● 期間変更 ● 自動更新拒否 ● 増額 				
	<p>http://www.orix.co.jp/ins/ オリックス生命「ご契約者の方へ」メニューより</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #d4edda;">ホームページ上で必要書類を取り寄せられる手続き</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険料振替口座変更 ● 名義変更 ● 払込回数の変更 ● 型変更 ● 復活 ● 契約者貸付 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d1ecf1;">ホームページ上で完結する手続き</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更（電話番号の変更も含む） ● 「生命保険料控除証明書」再発行 </td> </tr> </table>	ホームページ上で必要書類を取り寄せられる手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料振替口座変更 ● 名義変更 ● 払込回数の変更 ● 型変更 ● 復活 ● 契約者貸付 	ホームページ上で完結する手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更（電話番号の変更も含む） ● 「生命保険料控除証明書」再発行
ホームページ上で必要書類を取り寄せられる手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料振替口座変更 ● 名義変更 ● 払込回数の変更 ● 型変更 ● 復活 ● 契約者貸付 				
ホームページ上で完結する手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更（電話番号の変更も含む） ● 「生命保険料控除証明書」再発行 				
	<p>お電話でのお問い合わせが困難なお客さま向けに、FAX（フリーダイヤル）をご用意しています。当社ホームページから「FAXお問合せ専用用紙」をダウンロードいただけます。</p> <p>カスタマーサービスセンター FAX フリーダイヤル 0120-911-980 24時間</p> <p>ただし当社からのご連絡は月～金 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）となります。</p>				

保険金・給付金等の支払態勢について

■ 保険金等の支払状況に係る実態調査：対応について

当社では、平成13年度（2001年度）～平成17年度（2005年度）の「保険金・給付金等のお支払いに係る実態調査」において、追加してお支払いすべき給付種目が323件（保険金等総額29,727千円）あることが判明しました。対象となったお客さまのご理解・ご協力のもと、平成19年（2007年）8月をもって全件のお支払いを完了することができました。

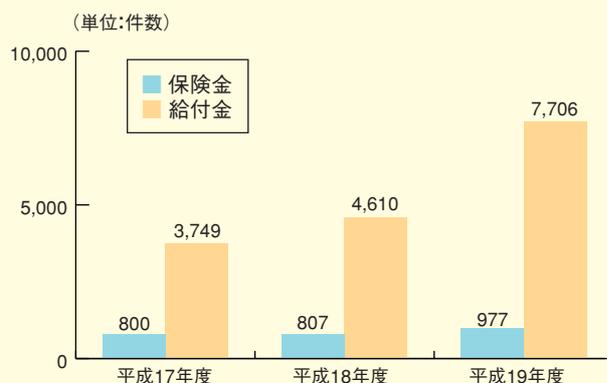
平成18年度（2006年度）以降のお支払いにつきましても、平成19年（2007年）12月までに、すべてのお支払いを再点検する態勢を整備しました。

お客さまには多大なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫びします。今後も、保険金・給付金等を確実にお支払いする態勢を強化してまいります。

【保険金・給付金のお支払件数】

（単位：件数）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保険金	800	807	977
給付金	3,749	4,610	7,706



■ 保険金・給付金等の支払態勢

保険金・給付金等をお支払いするにあたり、適切・迅速・確実にお手続きを進めることで、お客さまの経済的な負担を軽減し、ひいてはお客さまにご満足いただけるよう改善を重ねてまいります。

- 保険金・給付金等のお支払い態勢強化として、平成19年（2007年）3月、契約管理部から保険金等支払管理部門を分離、独立させ、保険金部を新設しました。必要な人的資源を投入し、支払業務態勢の整備、改善を推し進めています。
- 適正・適切な保険金等のお支払いが行われることを目的に、保険金等支払審査部会を設置しています。本部会は、コンプライアンス委員会の下部組織として毎週1回の頻度で開催され、支払部門の査定業務が法令・約款・社内規則・社会通念等に適しているかを審議しています。
- 平成19年（2007年）7月、医師が記入しやすく、支払査定担当者が読みやすいように入院証明書の書式を改訂しました。同時に、医療機関向けのご記入要領を作成しました。
- 平成19年（2007年）4月、すべての商品において代理請求制度のお取扱いを開始しました。代理請求制度とは、被保険者が保険金・給付金等の受取人で、寝たきりの状態になってしまったり、あるいは、病名を知らされていない等の事情で被保険者ご本人が請求できない場合、代理人による「代理請求」ができるようにするものです。
- 保険金・給付金等のご請求からお受取りまでの流れを分かりやすく説明した「保険金・給付金等ご請求の手引き」を作成しました。保険金等をご請求いただいたお客さまにお送りしています。この手引きの内容につきましては、当社ホームページでも公開しています。

★ お客さまにご満足いただくために

お客さまへの情報提供

当社では、お客さまをはじめとする多くのご関係者の皆さまに、当社の経営内容や財務状況、商品・サービスの内容を正しくご理解いただけるよう、さまざまな冊子やパンフレット等で情報提供を行っています。

■ 経営に関する情報提供

『オリックス生命の現状』(当冊子)

保険業法111条に基づき、年1回、経営内容や財務状況、商品やサービスの状況をとりまとめたディスクロージャー誌を発行しています。当社ホームページでも閲覧いただけます。



■ ご契約締結前の情報提供

お客さまが正しく商品をご理解いただき、安心感をもってご契約いただけるよう各種書類をご用意しています。特にご契約のしおり/約款は、お客さまにとって見やすく、分かりやすくなるよう随時改良を重ねています。

『契約概要』

ご契約をいただく際は、商品の仕組み、保障内容、保険期間、付加できる特約など、個々の商品に関する重要事項をまとめた「契約概要」を事前にお客さまにお渡しして、保険商品の内容を正しくご理解いただけるよう努めています。



『注意喚起情報』

クーリングオフ、告知義務、保険金や給付金が支払われない場合の事例など、保険契約全般に関する重要事項をまとめた「注意喚起情報」を作成し、「契約概要」とともに事前にお客さまにお渡ししています。



『ご契約のしおり/約款』

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなどを分かりやすく説明した「ご契約のしおり」と、契約から消滅までの取決めの詳細を記載した「約款」を一緒にしたものです。



『保険種類のご案内』

『特約のご案内』
お客さまのニーズに合った保険種類を選んでいただけるよう、オリックス生命が取り扱うすべての保険種類を記載し、商品ごとの特徴や仕組み等について記載したものです。



『意向確認書』

当社では、お申込みいただく商品が、お客さまのご意向（ニーズ）に合致しているかどうかを確認させていただくために、「意向確認書」を作成しております。申込書にご記入いただく前に、保険金額や給付金額・保険料・保険期間・解約払戻金額等についてあらためてご確認いただくことで、ご希望に添った商品をご提供できるよう努めています。

■ ご契約締結後の情報提供

生命保険は長期にわたる契約です。ご加入いただいているお客さまには、年1回「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。また、契約満了や更新のお知らせ、保険料のお支払いに関するお知らせ、保険金・給付金のご請求に際しての手引き等をお届けしています。

■ デメリット情報

お客さまにとって不利益となる事項（告知義務違反となる事項や免責事由等）については、「契約概要」「注意喚起情報」や「被保険者様向け告知に関する重要事項」等で明示しているほか、事前に説明を行うことでお客さまに正しくご理解いただき、不利益が生じることがないように努めています。

お客さまにご満足いただくために

勧誘方針

オリックスグループは、金融サービス事業を中心として、新しい価値と環境の創造を通じて社会に貢献しつづけることを社会的使命としています。そして、「誇り」ある活動を行う企業、関係する人々から「信頼」される企業、広く世の中から「尊敬」される企業でありたいと望んでいます。この精神を受けて、企業としての行動を表した企業行動規範と、これを実際に形づくっていく一人一人の社員の日常の行動の判断基準として示した社員行動規範とを設けています。

これらは、オリックスグループが21世紀のエクセレント・カンパニーを目指して、進むべき道、そのために必要な基本的精神・哲学を会社の中に埋めこんで社風にまで高めていこうとする「EC21」として定めています。

当社は、金融商品の勧誘においても、「EC21」に則って活動します。

I. 基本方針

1. お客様の意思や経営上のご要望等を尊重し、お客様本位の適切かつ適正な勧誘を行います。
2. 法令・ルールを遵守し、社会良識に従った公正・公平な勧誘を行います。
3. よりきめ細かく質の高いサービスを提供してお客様から信頼されるよう、生命保険に関する法務・税務等の専門知識の拡充に努めます。

II. 適切な勧誘

1. お客様のご了解のない限り、深夜・早朝の勧誘は行わない等、具体的な勧誘活動の方法・場所・時間帯等については、お客様の立場に立ち、ご迷惑をおかけしないととも不安感や不快感を与えるような勧誘はいたしません。
2. 生命保険の加入に際しては、お客様に告知義務があること、そしてこの義務に違反したときには生命保険契約が解除されることを説明し、漏れなく正しい告知が得られるように努めます。

III. 最適な商品の提供に向けたコンサルティング

1. お客様の生命保険に関する知識、生命保険ご加入の経験、財産の状況、収入・収益状況等にも十分配慮し、お客様のご意向に沿った商品の勧誘を行います。
2. 外貨建ての保険、変額保険、投資信託等のように、市場リスクを伴う商品をお勧めする場合には、お客様の投資経験等にも配慮するとともに、商品の特性・リスク内容等についてご理解していただけるよう、十分な説明を行います。

IV. 募集資料の取扱い

募集資料の取扱いについては、法令および会社の規定に従った適正なものを使用します。

V. 誤解の防止

お客様に誤解を与えないよう、生命保険とその他の商品を明確に区別して取扱います。

VI. 重要事項についての説明

商品の仕組みや特長等、お客様の判断に影響を与えるような重要事項の説明については、説明内容や説明方法等に創意工夫を凝らし、正しくご理解いただけるよう努めます。

VII. お客様に関する情報の保護

業務上知り得たお客様に関する情報については、厳重な管理を行い、プライバシー保護および公正な取引の確保に細心の注意を払います。

VIII. コンプライアンスの重視

お客様に対して適切な勧誘・販売活動等をしていくため、会社全体でコンプライアンス（法令等の遵守）に取り組み、各種研修等を通じてコンプライアンス体制の維持・向上に努めています。

IX. 相談窓口

お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の生命保険商品の販売等に反映して参りますので、保険の諸手続きは勿論のこと、ご意見・ご質問等ありましたら、当社担当者あるいはお客様相談窓口までご連絡ください。

【お客様相談窓口の連絡先】

☎042-548-5572

受付時間 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

なお、オリックス生命ダイレクトに関してのご相談等は、下記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

【オリックス生命ダイレクトコールセンター】

☎0120-679-816

受付時間 9:00~21:00

(土曜日は18:00まで、日・祝日、年末年始の休業日を除く)



お客さまにご満足いただくために



コーポレートガバナンスの強化について

内部管理態勢について……………30

- 内部統制
- 監査態勢

法令等遵守の態勢……………32

リスク管理の態勢……………33

- リスク管理委員会の役割
- ALM部会の役割
- オペレーショナル・リスク部会の役割
- ストレス・テスト
- 再保険について
- 主なリスク

保険業法第二百一十一条第一項第一号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。)の 合理性及び妥当性……………36

個人情報保護について……………36

オリックス生命のプライバシーポリシー ……37

- 法令により個人情報の利用目的が限定されている
場合について
- 再保険における個人情報の取扱いについて
- 団体保険における個人情報の取扱いについて

情報システムに関する状況……………39

- IT活用の取組み状況
- アウトソーシングによる効率化とグループの
ノウハウの結集
- 営業支援システムの充実
- インターネットの拡充
- 次期システムへの取組み
- 事業継続計画の検討
- 情報セキュリティの強化

コーポレートガバナンスの強化について

内部管理態勢について

■ 内部統制

当社は、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することにより企業価値の向上を目指しています。従来から米国企業改革法（サーベンス・オクスレー法）への対応として、財務報告に関する内部統制評価を実施していました。また、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制基本方針」を定め、その整備・充実に努めています。

内部統制基本方針

オリックス生命保険株式会社（以下「当社」という）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、職務執行にあたり、法令及び定款に適合するかについて、必要に応じて事前に、専門的知識を有する者（弁護士その他の外部を含む）の意見を徴する。
- (2) 取締役会については取締役会規則を定め、その適切な運営が確保されており、3ヶ月に1回以上これを開催することとし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図る。また、取締役相互による監督または取締役による執行役員の業務執行の監督を行い、必要に応じて事前に外部の専門家を活用し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。
- (3) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象としている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会ならびにオリックス株式会社（以下「親会社」という）に報告し、直ちにその是正を図ることにより、法令及び定款への適合性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行の決定及び職務の執行は、取締役会規則及び職務権限規則の定めるところにより行い、稟議書その他による記録を作成し、情報保管・廃棄要領等に基づき、それらの記録を適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧、謄写することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社に損失を及ぼす可能性のある危険について、その内容、影響度等を予め想定し掌握、評価するとともに、重要なものについて分類するなどし、必要かつ可能な危険の回避、軽減などの措置をとり、危険が現実化した場合の対処方法を決定するなど、危険を未然に管理するため、当社の業務執行に係る主なリスクとして以下①から⑦のリスクを認識し、その把握と管理体制の充実を図る。

- ① 保険引受リスク
- ② 市場関連リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 不動産投資リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 事務リスク
- ⑦ システムリスク

- (2) 当社は、リスク管理基本方針及びリスク管理体制を定めるとともに、上記のリスクについての管理者を定めるなど、リスク管理規則に従ったリスク管理体制を構築する。また、取締役会の直轄組織としてリスク管理委員会を設置し、各リスク管理水準の向上及び全社的なリスク管理推進を図る。
- (3) 災害が発生した場合には、代表取締役社長を災害リスクマネジメント総責任者とする災害対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行わ

れることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。当社の全般的事業計画等の経営に関する重要事項の基本方針は取締役会にて決議するが、業務の具体的執行方策については、役員会において討議を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会及び役員会の決定に基づく業務執行については、組織規則、職務分掌規則、職務権限規則に基づき、責任者及び手続を定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、当社が属するオリックスグループは、コンプライアンス基本方針及び企業行動憲章「EC21」を定める。
当社においては、取締役会の直轄組織としてコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス推進活動の充実に努めるとし、各担当部署において、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 当社は、内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置するとともに、コンプライアンスの統括部門として、コンプライアンス統括部を設置する。
- (3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び監査部ならびに親会社に報告するものとし、遅滞なく取締役会及び役員会に報告するものとする。
- (4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、監査部を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、運用を行うこととする。
- (5) 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- (6) 使用人は、職務執行にあたり、法令及び定款に適合するかについて、必要に応じて事前に、専門的知識を有する者（弁護士その他の外部を含む）の意見を徴する。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社が属するオリックスグループは、取締役、使用人を含めた行動規範として企業行動憲章「EC21」を定めている。
- (2) 当社は、当社の業務の健全性及び適切な運営を確保する観点から、親会社の内部監査部門による事業報告の要求、業務及び財産の状況の調査、監査を受け、その結果報告を受けるとともに、親会社の内部監査部門・コンプライアンス部門の管理執行役と定期的に情報交換を行い、必要があると認められる場合は、業務改善の提言等を受け、コンプライアンス上の課題及び内部統制強化の観点からの課題を共有化する。
- (3) 親会社が米国証券取引所（NYSE）に上場しており、当社においても米国企業改革法（サーベンス・オクスレー法）が適用されることから、同法302条、404条等へ対応する内部統制を実施する。
- (4) 当社は、親会社との利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず当社の取締役会に付議の上、決定する。
- (5) 取締役は、親会社からの要求に応じる行為が当社に損失を及ぼすものである、その他不当なものであると判断するとき、かかる要求に応じないものとする。この場合、取締役は、親会社の監査委員会に報告するものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、その職務の執行に必要な場合は、職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができ、この場合取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を監査役補助者として指名することとする。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の指名、指名解除、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。

- (2) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にすみやかに報告するものとする。また、監査役は、取締役会等の重要会議への出席による職務執行に係る重要事項、リスク管理委員会への出席によるリスク管理上の重要事項、及びコンプライアンス委員会等への出席によりコンプライアンスその他の重要事項に関する報告を受ける。
- (2) 社内通報システムに関し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適正な報告体制を確保するものとする。

10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査計画を立て、監査を実施し、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求め、資料の提出を求めることができることとする。また、親会社の内部監査部門と協議・連携し、監査の実効性を確保するものとする。さらに、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実について取締役及び使用人から報告を受けた場合は、かかる事項について親会社に報告しなければならない。
- (2) 監査役は、代表取締役社長、取締役、執行役員、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換を実施する。

以上

■ 監査態勢

当社の監査態勢は内部監査として監査部による営業拠点や本社管理部門の定例監査、保険金支払いや苦情処理態勢等に対する監査、システムリスク管理態勢監査を実施し、内部管理態勢の整備構築状況や経営諸活動に伴い発生する様々なリスクのコントロール状況の確認を行っています。

また会計監査人（監査法人）による外部監査により財務諸表の正確性やIT全般統制を検証し、リスク管理態勢の適切性や有効性を担保するよう努めています。

法令等遵守の態勢

(1) 基本方針

コンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題のひとつとして取り組みます。

生命保険会社としての社会的責任、公共性を十分認識し、自律的で健全な業務運営に努め、契約者をはじめ社会の皆さまの尊敬・信頼を確保すべく、コンプライアンス活動を推進していきます。

(2) コンプライアンス態勢の整備

当社は、全社的コンプライアンスを推進・統括する組織としてコンプライアンス統括部を設けている他、社長が直接任命するコンプライアンス・オフィサーを委員長としたコンプライアンス委員会を設けています。

コンプライアンス委員会は取締役会の下部組織として、年度単位のコンプライアンス・プログラムの策定やその実施・推進状況を審議しており、その上

で重要な案件については、役員会及び取締役会で審議しております。

適正な保険募集管理態勢の整備・確立に向け、業務管理部内に募集管理チームを設け、保険募集に関するきめ細やかなコンプライアンス活動の推進等に取り組んでいます。

また、社内コンプライアンス態勢整備の一環として、コンプライアンス関連情報に関するシステム面でのインフラ整備も推進しています。具体的には、社内諸規程および法務関連事項等をデータベース化して、全役職員がこれらの情報を常時閲覧・参照できるように整備しており、日常活動を通じたコンプライアンス意識の醸成に努めています。

リスク管理の態勢

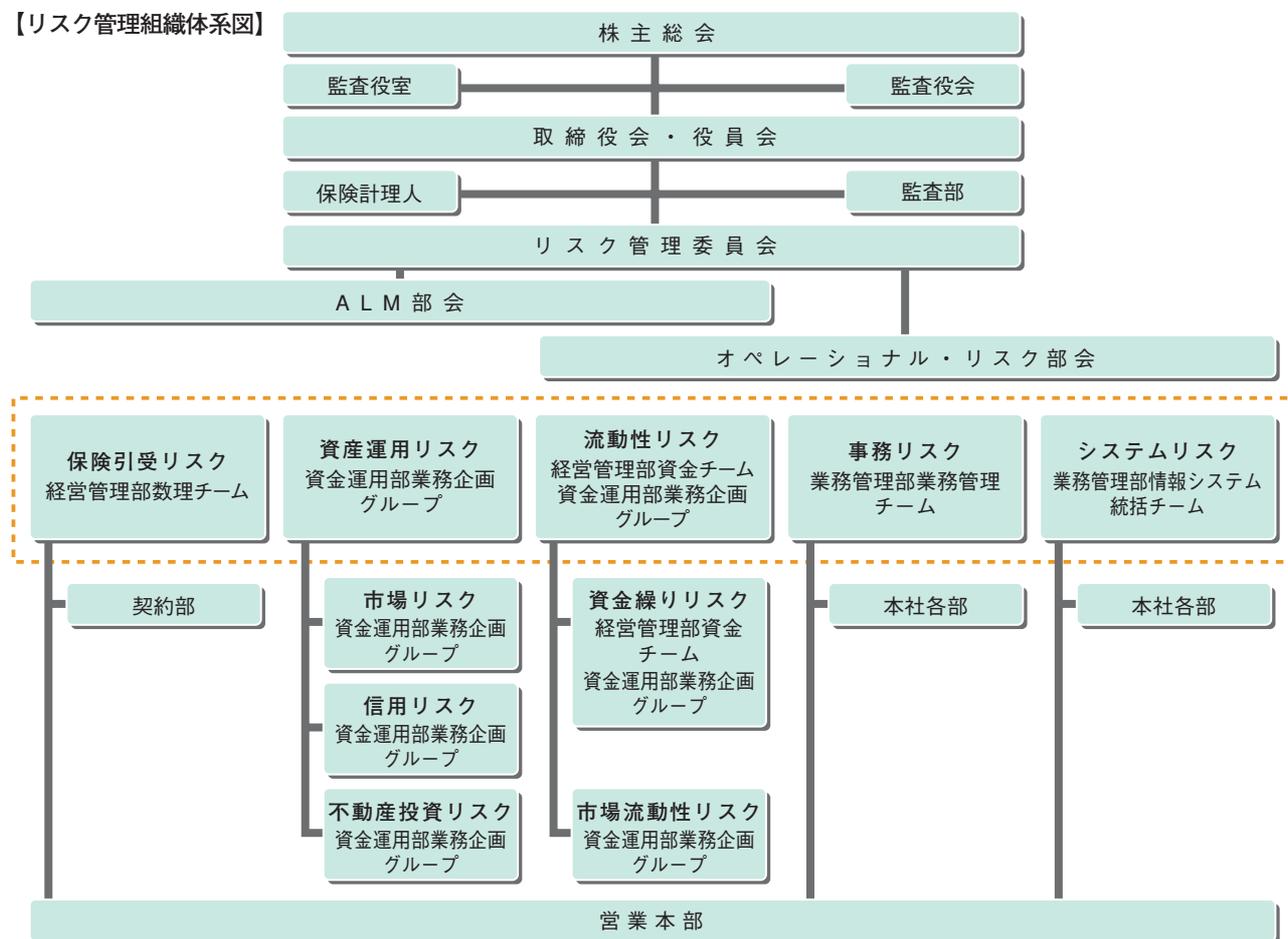
保険事業を取り巻く経済・社会環境の急激な変化、運用手法の多様化・高度化等によって、生命保険事業にはさまざまなリスクが伴いますが、全てのリスクを回避することは不可能です。単にリスクを極小化すればよいのではなく、むしろ、各リスクの特徴を把握し、適切にコントロールすることにより、リスクに見合った適正な収益をあげられる態勢を確立することが重要だと考えています。

当社の取組み

当社では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、さまざまなリスクをコントロールすべく管理態勢の強化に取り組むため、「リスク管理基本方針」を制定し、適宜見直しを実施しています。

業務運営上の各リスクは、それぞれの所管部署が管理する態勢としていますが、各リスク管理水準の向上および適正な統合リスク管理の実施により、全社的なリスク管理を推進する組織として「リスク管理委員会」を設置しています。さらに、「リスク管理委員会」の下部組織として、ALM（資産と負債の総合的な管理）の推進を目的に「ALM部会」を設置し、またオペレーショナル・リスク管理態勢の強化を目的に「オペレーショナル・リスク部会」を設置しています。なお、各リスクの主管部署および「リスク管理委員会」は、リスクの管理状況等を定期的に取り締役会・役員会へ報告しています。

【リスク管理組織体系図】



コーポレートガバナンスの強化について

■ リスク管理委員会の役割

業務運営上の各リスクは、原則としてそれぞれの所管部署が管理する態勢としていますが、各リスク管理部門におけるリスク管理の状況を総合的に把握し、問題点があれば対策を協議した上で経営陣に適宜報告する組織として「リスク管理委員会」を設置しています。「リスク管理委員会」では主に以下の業務を担当しています。

- ①リスク管理基本方針に関する事項
- ②各リスク管理の管理方針・規則・要領に関する事項
- ③各リスク管理の状況に関する事項
- ④統合リスク管理に関する事項
- ⑤リスク管理啓蒙活動に関する事項

なお、「リスク管理委員会」は、上記業務のリスクの状況等を役員会および取締役会へ報告しています。

■ ALM部会の役割

ALMとは、Asset Liability Management のことで、さまざまな金融環境をふまえて、資産（資産運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理し、収益の最大化とリスクの最小化、適正な流動性保持を図ることで、生命保険会社は、長期にわたってお客さまへ保障を提供しています。このため、お客さまからお預かりした保険料を将来の保険金・給付金などの支払いに充てるため責任準備金という負債を積み立てています。当社では、この負債特性を十分に認識し、保険引受リスク管理部門と資産運用リスク管理部門が連携して、資産と負債の総合的な管理を行っていくことを活動目的とする「ALM部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しています。「ALM部会」では主に以下の業務を担当しています。

- ①将来キャッシュフローやデュレーションおよび、その金利感応度の定期的モニタリング
- ②金利リスクやその他市場リスクの定期的モニタリング
- ③統合リスク管理や市場動向予測を踏まえた資産運用リスク量の上限定額およびリスク・カテゴリー毎のリスク資本配賦
- ④負債特性および会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分の検討
- ⑤資金繰り管理部門が行っている資産・負債両面からの流動性の評価が、保険金等に対する支払準備の視点からも十分に機能していることの確認

なお、「ALM部会」は、上記の活動状況を「リスク管理委員会」へ報告しています。

■ オペレーショナル・リスク部会の役割

オペレーショナル・リスクに属する流動性リスク、事務リスク、システムリスクに関し、各リスク管理を所管する部門と、全社網羅的に重大なリスクの所在を認識・評価した上で、各リスク管理部門の活動を支援し、管理態勢を強化する目的で「オペレーショナル・リスク部会」を「リスク管理委員会」の下部組織として設置しています。「オペレーショナル・リスク部会」では主に以下の業務を担当しています。

- ①重大なリスクの所在の掌握と軽減策を優先すべきリスクの提言
- ②発生した事務ミス、システム障害等の定期的な確認と対策の評価
- ③流動性リスクの管理方法の評価と定期モニタリング結果の確認
- ④内部・外部の監査結果の定期的な確認と対策の検討

なお、「オペレーショナル・リスク部会」は、上記の活動状況を「リスク管理委員会」へ報告しています。

■ ストレス・テスト

ストレス・テストとは、経済情勢や保険事故の発生率等が統計的に想定されるリスク水準を超えて急激に変動した場合に、どの程度の損失が発生しうるかを把握する手法です。保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上または財務上の対応をとっていく必要があります。そのための手法として、感応度テスト等を含むストレス・テストは重要です。

当社の取組み

当社では、保有する運用資産や保険契約から将来得られると期待される利益の変動につき、感応度テスト等によって確認しています。

■ 再保険について

保険会社は、事業の安定運営のために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に移転して、リスクの平準化と分散化を図っています。これを「再保険」といいます。

当社の取組み

当社では、商品の特性に応じた再保険の活用を行っています。信用度の高い再保険会社の選定に留意しつつ、再保険コストを中心として、引受条件を検討し入手しています。

■ 主なリスク

(1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社の取組み

当社では、定期的に保険事故発生率や解約率等の状況を捉え、将来収支予測に基づく保険商品の収益性を分析しており、必要に応じて契約引受の査定基準や保険料の改定を行っています。

(2) 資産運用リスク

保険会社は、お客さまからお預かりした保険料を将来の支払いに充てるため、安定した収益を確保しなければなりません。資産運用リスクとは、投資された資産が、運用対象や運用方法、資産の特性により市場リスク、信用リスク、不動産投資リスク等にさらされることにより、保険会社が被るリスクをいいます。

当社の取組み

当社では、以下のリスクを管理するため、分散・共分散法やモンテカルロ・シミュレーション法によるリスク量（VaR）の測定、およびモニタリングを行っています。

①市場リスク

金利、株価、為替等の変動により投資した資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

②信用リスク

主に貸付先や債券の投資先の経営悪化等から、投資資産の価値が減少あるいは喪失し損失を被るリスクをいいます。

③不動産投資リスク

賃貸料等の変動により不動産の収益が減少するリスクと不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスクから成ります。

(3) オペレーショナル・リスク等

オペレーショナル・リスクとは、主に以下のリスクにより保険会社が被るリスクをいいます。

①流動性リスク

予期せぬ資金流出により予定外の資金調達を余儀なくされ損失を被る「資金繰りリスク」と流動性の低い資産に投資することにより通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされ損失を被る「市場流動性リスク」から成ります。

当社の取組み

当社では、流動性の高い資産を常時一定割合確保できるように、モニタリングを行っています。

②事務リスク

役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社の取組み

当社では、全社レベルでの事務ミス発生状況の把握と原因分析を行い、事務改善に反映することにより、事務ミスの発生防止・事務リスクの軽減に努めています。

③システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤動作等、システムの不備に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用される事により損失を被るリスクをいいます。

当社の取組み

当社では、保守効率低下に伴うシステムリスク上昇が懸念されるシステムのリニューアルを適時進めています。また、リリース前に十全なテストの実施を行うとともに、システム運用を安全性・信頼性の高い当社グループ内のシステム会社に委託することで、リスク発現防止に努めています。更に、お客さまの情報の漏洩やシステムへの不正アクセス等を防止するために必要な対策を実施しています。特にインターネットによるサービスのご提供にあたっては、お客さまに安心してご利用いただけるよう、ファイアウォールの設置や暗号化技術の利用等、セキュリティ対策の実施にも努めています。

保険業法第二百一十一条第一項第一号（※1）の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

第三分野保険に係わる責任準備金が健全な保険計理に基づいて積み立てられていることについて、次のように確認しています。

第三分野保険（※2）の保険事故発生率に関する不確実性に対して、責任準備金の十分な積立水準の確保を確認するため、平成10年大蔵省告示第231号に基づきストレステスト（※3）を実施いたしました。

その結果、ストレステストによる危険準備金（※4）の積み立てではなく、また、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める負債十分性テスト（※5）の対象となる保険契約の区分はありませんでした。

なお、ストレステストで使用した保険事故発生率は、将来10年間の保険金等の増加を十分にカバーする水準であり、過去の保険事故発生率の実績等に基づいて適切に設定されていることを確認しています。

上記の合理性及び妥当性については保険計理人が確認し、その結果を取締役に報告しています。

- （※1）「保険業法第二百一十一条第一項第一号」の内容……保険計理人は、毎決算期において保険契約に係わる責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。
- （※2）第三分野保険……医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷害を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野の保険種類。
- （※3）ストレステスト……商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するテスト。
- （※4）危険準備金……保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備える準備金。貸借対照表上は負債である「責任準備金」に含まれる。
- （※5）負債十分性テスト……ストレステストの結果により、予め設定した予定事故発生率が通常の予測の範囲内のリスクに対応できないおそれがある場合、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じていないかを確認するテスト。

個人情報保護について

（1）取組み態勢

当社では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、及びそれに関連する諸法令等を遵守すべく、社内諸規程・組織の整備、従業員向けの社内啓蒙等を実施し、個人情報の適正な取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めています。

また、当社ホームページ等に「プライバシーポリシー」を公表し、個人情報保護に関する当社の考え方、取組姿勢等を宣言しています。

（2）定期的モニタリング等

個人情報の紛失、漏えい、不正なアクセス等に対する安全対策として、「リスク管理委員会」の下部組織である「情報セキュリティ部会」を通じて、全社的・定期的なモニタリングを実施する等、個人情報保護に全社をあげて取り組んでいます。

（3）外部委託先の管理

個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合は、委託先での安全な委託業務遂行・確保のため、客観的な選定基準を設けて委託先としての適格性を審査し、秘密保持義務事項を定めた委託契約等を締結しています。また、定期的な立入検査報告体制の整備等、管理強化に努めています。

（4）問合せ窓口の設置

保険にご加入いただいているお客さまの個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問い合わせに関する専門窓口として「個人情報問合せ窓口」を設置しており、「プライバシーポリシー」に明記しホームページ等でご案内しています。

オリックス生命のプライバシーポリシー

当社は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、役員等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意を頂いた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

主な取得方法としては、保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

3. 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 個人情報の外部への提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さままたは公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (6) その他の正当な理由がある場合

5. 個人情報の開示・訂正等

当社は、お客さまから個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。

問合せ窓口

個人情報の開示・訂正等に関するご請求や、個人情報の取扱いに関する各種お問い合わせは、下記窓口にて承っております。

オリックス生命保険株式会社 個人情報問合せ窓口

☎042-548-5575

受付時間：9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

※このプライバシーポリシーにおける個人情報については、当社の代理店および従業者等の個人情報を対象としていません。

■ 法令により個人情報の利用目的が限定されている場合について

個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

■ 再保険における個人情報の取扱いについて

当社では、当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を当社が再保険会社に提供することがあります。

■ 団体保険における個人情報の取扱いについて

当社団体保険にご加入いただいておりますお客さまの個人情報につきましては、保険契約者（団体）様より当社にご提供いただいております。

当社が取得しました個人情報は、ご加入の各保険種類に応じて次の目的の範囲内で利用させていただいております。

1. 総合福祉団体定期保険および団体信用生命保険

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- その他保険に関連・付随する業務

2. 団体定期保険

- 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 当社・グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※団体定期保険のうち、福利厚生制度に基づき会社等が保険料を負担しご加入されている場合の利用目的は前記1. となります。

また、当社が取得した個人情報は、保険契約者様の他、共同取扱契約の場合の他の引受保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供しております。

なお、今後、お客さまの個人情報に変更等が生じた際にも、引続き同様のお取扱いをさせていただきます。

当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問合せ先>

(社) 生命保険協会 生命保険相談所

電話番号：03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9：00～17：00

(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp

情報システムに関する状況

IT活用の取組み状況

当社では、以前よりグループウェア（電子メール、スケジュール、データベース共有）を導入しており、このツールを活用して効率的に業務を進めています。社内のノウハウである各種のマニュアル類等のデータベースをはじめ、業務のサポートツールとしての働きも向上しており、お客さまとのスムーズな対応にも貢献しています。さらに、お客さまからのご要望や苦情を社内で共有し改善活動に役立てています。

アウトソーシングによる効率化とグループのノウハウの結集

システムコストの効率化と最新技術情報の共有のため、当社のシステム部門は、グループのシステム分野のシンクタンクである、オリックス・システム株式会社にアウトソーシングしており、最新技術のノウハウの取得、コストの削減、システムセキュリティの強化に努めています。

営業支援システムの充実

当社では、インターネット技術を活用した設計書作成システムを開発しており、お客さまに迅速なご提案ができる体制を整えています。また、お客さまのご意見やニーズをシステムに反映するため、日々改善活動に取り組み、定期的な改訂を実施しています。

インターネットの拡充

ダイレクト商品の販売のため、新聞・雑誌の広告に連動したホームページの更新に積極的に取り組むとともに、商品の内容紹介のページを充実させて、お客さま及び代理店へのサービス向上に努めています。

次期システムへの取組み

今後のお客さまへのサービスの向上並びに安全性の向上のため、次期システムの構築を順次進めています。お客さまからご依頼を受けた案件をより早く正確に処理するためにコールセンターシステムを刷新する準備を平成18年度（2006年度）から進めており、平成19年（2007年）夏にサービスを開始いたしました。この結果、今まで以上にお客さまからのご要望、ご質問に対して迅速な対応が可能となりました。引き続きお客さまへのニーズに対応するため、柔軟なシステム環境構築に努めてまいります。

事業継続計画の検討

事業継続計画は、大規模災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業の継続或いは早期の復旧を可能とするために、あらかじめその方法や手段を決めておくものです。これにより、緊急事態に遭遇しコンピュータ設備にダメージを受けた場合でも、お客さまサービスの継続を実現するものです。

当社では、主要なコミュニケーション手段であるグループウェアのバックアップ・センターを立ち上げています。今後は、業務継続面に関わる業務システムの対策を検討、実施していく予定です。

情報セキュリティの強化

パソコンの盗難対策について

お客さまの個人情報が記録されたノートパソコンを社外に持出す場合は、持出す情報の事前申請と帰社後の削除を徹底し、その状況をモニタリングする等、厳重に管理しています。また、万一に備え認証や暗号化も施しております。

社内のデスクトップパソコンにおいても、お客さまの個人情報は、パソコン内ではなく、安全性に優れているデータセンター等に設置されているサーバー上で管理することにより、厳重なセキュリティ対策を講じております。

情報漏洩対策について

お客さまの個人情報の万一の漏洩対策として、パソコンからの外部記憶装置への記録を制限しております。また、電子メールへファイルを添付して社外へ送信する場合は、パスワード保護を徹底し、その送信先や内容についての正当性確認のためモニタリングを実施しております。なお、インターネットを通じての情報漏洩防止策としては、WEBフィルタリングの運用を強化することにより、WEBメール等の利用制限を実施しております。

情報へのアクセス管理について

当社では、個人情報にアクセスできる役職員を業務上必要最小限の範囲の者に限定しております。例えば、個人情報を管理するシステム等について、ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しております。



コーポレートガバナンスの強化について



会 社 概 要

会社沿革	42	店舗網一覧	45
主要な業務の内容	43	●本社・支社・営業拠点一覧	
経営の組織	43	資本金の推移	45
取締役及び監査役	44	株式の総数	45
執行役員	44	株式の状況	45
従業員の在籍・採用状況	44	主要株主の状況	45
平均給与（内勤職員）	44	オリックスグループのご紹介	46
平均給与（営業職員）	44	社会貢献活動	48

会社概要

会社沿革

平成3年 (1991)	4月	オリックス・オマハ生命保険株式会社設立
	5月	生命保険事業免許を取得
	6月	営業開始
平成4年 (1992)	8月	ユナイテッドオブオマハ生命保険会社より日本通貨建保険契約を包括移転
	4月	団体信用生命保険発売
平成5年 (1993)	11月	クレッシェンド定期保険（通増定期保険特約付定期保険）発売
	2月	オリックスグループの全額出資会社となる
平成6年 (1994)	5月	オリックス生命保険株式会社に社名変更
	7月	保有契約高（個人保険及び団体保険の合計）1兆円を突破
平成7年 (1995)	7月	リビングニーズ特約、年金支払特約取扱開始
	8月	保有契約高（個人保険）1兆円を突破
平成8年 (1996)	10月	収入保障保険発売
	3月	保有契約高（個人保険及び団体保険の合計）2兆円を突破
平成9年 (1997)	7月	特定疾病保障保険発売
	11月	総合福祉団体定期保険発売
平成10年 (1998)	9月	通信販売専用商品「オリックスダイレクト保険」発売
	9月	保有契約高（個人保険）2兆円を突破
平成11年 (1999)	1月	オリックスダイレクト保険インターネットでの「保険契約申込予約」「第1回保険料決済」を開始
	3月	80億円の第三者割当増資を実施
平成12年 (2000)	3月	保有契約高（個人保険及び団体保険の合計）3兆円を突破
	12月	法令等遵守宣言
平成13年 (2001)	3月	保有契約高（個人保険）3兆円を突破
	4月	業界初、解約払戻金ゼロの定期保険「プライムセーブ」「コストブロック」発売 執行役員制度導入
平成14年 (2002)	3月	オリックス株式会社より90億円の劣後ローン借入れを実施
	11月	低解約払戻定期保険「ロングターム7」発売
平成15年 (2003)	6月	「入院保険 fit（フィット）」発売
	7月	「医療保険 fit（フィット）」発売
平成16年 (2004)	3月	「新がん保険Ⅷ型」発売
	7月	保有契約高（個人保険及び団体保険の合計）4兆円を突破
平成17年 (2005)	11月	「傷害保険 Any（エニィ）」発売
	12月	現住所に本社移転
平成18年 (2006)	6月	「入院保険 fit w（フィット ダブル）」「入院保険 needs（ニーズ）」（通信販売商品）発売
	10月	「医療保険 fit60」「医療保険 120」「医療保険 120S」（代理店販売商品）発売 「収入保障保険 大黒様（だいこくさま）」発売 解約払戻金ゼロの定期保険「ファインセーブ」発売
平成19年 (2007)	3月	保有契約高（個人保険）4兆円を突破
	9月	「医療保険CURE（キュア）」（代理店・通信販売共通商品）発売
平成20年 (2008)	5月	厚生労働省より次世代育成支援対策に積極的に取り組む企業として認定。次世代認定マークを取得
	7月	「医療保険CURE-W（キュア・ダブル）」、「医療保険CURE-S（キュア・エス）」発売
平成20年 (2008)	3月	オリックス株式会社に90億円の劣後ローンを返済
	5月	女性専用「医療保険CURE Lady（キュア・レディ）」発売

取締役及び監査役

平成20年6月27日現在

代表取締役	水 盛 五 実 *
取締役	川 村 雄 一 *
取締役	榊 原 一 彦 *
常勤監査役	神 津 猛
監査役	加 藤 高 雄
監査役	斉 藤 千 春

執行役員

平成20年6月27日現在

執行役員社長	水 盛 五 実
執行役員副社長	川 村 雄 一
常務執行役員	榊 原 一 彦
常務執行役員	齋 藤 毅
執行役員	瀬 川 修 平
執行役員	河 合 昇

*執行役員を兼務

従業員の在籍・採用状況

区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成18年度	平成19年度	平成19年度末	
	在籍数	在籍数	採用数	採用数	平均年齢	平均勤続年数
内 勤 職 員	478 名	568 名	69 名	135 名	34.9 歳	6.6 年
(男 性)	264	270	25	25	39.3	8.9
(女 性)	214	298	44	110	30.9	4.4
(マネジメント職・ アソシエイト職)	306	308	30	24	36.8	9.0
(スタッフ 職)	148	232	35	101	30.2	3.7
(そ の 他)	24	28	4	10	52.4	3.8
営 業 職 員	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成19年3月	平成20年3月
内勤職員	365	345

(注)平均給与月額額は平成20年3月中の税込み定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与（営業職員）

該当ありません。

店舗網一覽

平成20年7月1日現在

■ 本社・支社・営業拠点一覽

本社	〒163-0923 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス Tel: 03-5326-2600 (代) Fax: 03-5326-2760 (代) 〒190-0012 立川市曙町2-22-20 立川センタービル	北陸支社	〒920-0849 金沢市堀川新町2-1 カーニープレイス金沢駅前ビル Tel: 076-262-5730 Fax: 076-262-5937
金融法人部	〒163-0923 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス Tel: 03-5326-2621 Fax: 03-5326-2769	名古屋支社	〒460-0008 名古屋市中区栄5-1-32 久屋ワイエスビル Tel: 052-242-2030 Fax: 052-242-2031
札幌支社	〒060-0002 札幌市中央区北二条西1-1 マルイト札幌ビル Tel: 011-231-1002 Fax: 011-231-1047	京都支社	〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20 四条烏丸FTスクエア Tel: 075-213-3970 Fax: 075-213-3980
仙台支社	〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-12 仙台マルセンビル Tel: 022-215-7951 Fax: 022-215-7956	大阪中央支社	〒541-0041 大阪市中央区北浜3-5-22 オリックス淀屋橋ビル Tel: 06-6203-9982 Fax: 06-6203-9988
千葉支社	〒273-0005 船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル Tel: 047-433-3041 Fax: 047-433-3284	大阪北支社	〒541-0041 大阪市中央区北浜3-5-22 オリックス淀屋橋ビル Tel: 06-6203-9981 Fax: 06-6203-9977
北関東支社	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル Tel: 048-646-0477 Fax: 048-646-0489	神戸支社	〒650-0037 神戸市中央区明石町32 明海ビル Tel: 078-331-0451 Fax: 078-331-0487
東京中央支社	〒163-0923 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス Tel: 03-5326-2626 Fax: 03-5326-2771	岡山支社	〒700-0907 岡山市下石井2-2-5 ニッセイ岡山スクエア Tel: 086-222-9888 Fax: 086-222-9777
東京東支社	〒103-0022 中央区日本橋室町1-12-15 テラサキ第2ビル Tel: 03-3275-1060 Fax: 03-3275-9980	広島支社	〒730-0016 広島市中区鞆町13-4 広島マツダビル Tel: 082-227-0851 Fax: 082-227-1019
東京西支社	〒163-0923 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス Tel: 03-5326-2623 Fax: 03-5326-2770	四国支社	〒760-0018 高松市天神前10-12 香川天神前ビル Tel: 087-834-8355 Fax: 087-834-8377
首都圏支社	〒163-0923 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス Tel: 03-5326-2650 Fax: 03-5326-2774	福岡支社	〒812-0027 福岡市博多区下川端町2-1 博多リバレイン・イーストサイト (博多座・西銀ビル) Tel: 092-291-5210 Fax: 092-291-5212
横浜支社	〒220-8121 横浜西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー Tel: 045-225-6223 Fax: 045-225-6224	南九州支社	〒860-0806 熊本市花畑町12-1 小倉興産熊本ビル Tel: 096-359-8100 Fax: 096-359-8077
静岡支社	〒420-0859 静岡市葵区栄町3-1 あいおい損保・静岡第一ビル Tel: 054-221-0850 Fax: 054-221-0598	ダイレクト事業部	〒163-0923 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス Tel: 03-5326-2635 Fax: 03-5326-2773

資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 3年4月12日	7,000百万円	7,000百万円	会社設立
平成11年3月31日	8,000百万円	15,000百万円	第三者割当

株式の総数

発行する株式の総数	3,000千株
発行済株式の総数	300千株
当期末株主数	3名

株式の状況

発行済株式の種類等

発行済株式	
種類	普通株式
発行数	300千株
内容	—

大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
オリックス株式会社	230千株	76.6%	—千株	—%
オリックス・インテリア株式会社	35	11.7	—	—
オリックス・レンテック株式会社	35	11.7	—	—

主要株主の状況

名称	オリックス株式会社
本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル
資本金	102,107百万円
事業の内容	リース、融資およびその他金融サービス業
設立年月日	昭和39年(1964)4月17日
株式等の総数等に占める所有株式等の割合	76.6%

オリックスグループのご紹介

オリックスは昭和39年に創業して以来、日本におけるリース産業のパイオニアとして、その普及・発展に重要な役割を果たしてまいりました。この間、経済環境はめまぐるしく変化し、お客さまのニーズも複雑化・多様化の一途をたどっています。

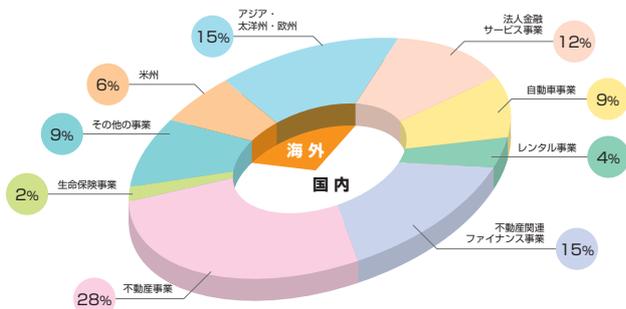
このようなニーズの変化に対応するとともに、常に何か新しいことを手がけたいと考えるチャレンジ精神で、オリックスは金融サービス分野を中心に新しいビジネスを追求してまいりました。

その結果、現在ではリースにとどまらず、融資、割賦、レンタル、不動産、生命保険、損害保険、証券、信託銀行など、多角的な事業展開となっています。

オリックスグループは、それぞれの担当分野においてさらに専門性を高めるとともに、連携することで生まれるシナジー効果を最大限に発揮し、新しい価値を創造することによって、社会に貢献できる企業グループをめざしています。

セグメント利益内訳 (税引前)

2008年3月期



グループ概要 2008年3月末現在

会社名	オリックス株式会社 (英文名 ORIX Corporation)
本社所在地	東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル
代表者	取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO 宮内 義彦 取締役 兼 代表執行役社長・グループCOO 梁瀬 行雄
決算期	3月
株主資本	1,267,917百万円
従業員数	18,702名 (オリックス単独3,774名)
発行株数	92,193,067株
上場証券取引所	東京・大阪 市場第一部(証券コード: 8591) ニューヨーク (証券コード: IX)
事業内容	多角的金融サービス業
グループ会社	連結会社218社 関連会社102社
拠点数	国内1,181拠点 海外239拠点 (25カ国)
URL	http://www.orix.co.jp

オリックスグループで展開する個人向けサービス

金融商品・サービス

電話やWebなどのダイレクトチャネルを活用し、付加価値の高い商品・サービスをご提供します。

生命保険



オリックス生命では、手厚い保障を割安な保険料でご提供することをコンセプトに商品を開発しています。死亡保険の「定期保険ファインセーブ」、医療保険の「CURE [キュア]」「CURE Lady [キュア・レディ]」をはじめ、お客さまの多様なニーズにお応えする保険商品を取り揃えています。

ダイレクト預金 預金



オリックス信託銀行では、平成11年に日本初の通販型定期預金「ダイレクト預金」、平成13年にはインターネット専用預金「eダイレクト預金」の取り扱いを開始しました。

ORIX LINE オンライントレード

オリックス証券では、24時間365日、安全かつ安価にインターネットでの株式取引や外国為替保証金取引ができるサービスをご提供しています。

ダイレクト投信 投資信託

オリックス信託銀行のダイレクト投信は選びやすく個性派ぞろいの商品ラインナップを用意しております。

VIP LOAN CARD ローンカード



オリックス・クレジットでは、リーズナブルな金利とゆとりあるご利用可能枠が特徴の「VIPローンカード」をはじめ、インターネット取引に特化した「カードレスVIP」や事業経営者向けの「ORIX CLUB CARD」、担保株式の売買が原則自由な証券担保ローン「VIPストックローンカード」など、多彩でユニークな商品をご提供しています。お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、豊かな暮らしをサポートします。

アパートローン 住宅ローン等のローン商品



オリックス信託銀行では、特に投資用住宅ローンの取り扱いに力をいれています。お客さまのニーズやライフサイクルに合わせた商品を取り揃えて、お客さまのご希望にお応えします。無担保借換ローンは、「BANKアシスト」に加え、新商品「バンクプレミア」を平成20年5月から取り扱いを開始しました。

また、オリックスでは提携先新築マンションご購入のお客さまに、業界最低水準の手数料・金利にて、長期固定型住宅ローン「フラット35」をご提供しています。

ほかにはないアンサーを。

住宅分譲

住まう喜びと快適な居住空間をお届けします。



ザ・タワーズ・台場

マンション・戸建

オリックス不動産では、お住まいになる方のニーズを先取りし、住まいづくりの専門家として常に新しい居住空間の提案・設計にチャレンジしています。超高層マンションから戸建住宅・医療介護施設を備えた街づくりまで、幅広く開発を手がけています。

カーライフ

お客さまの快適なカーライフをサポートします。

いまのりくん

マイカーリース

「いまのりくん2年コース」なら、車両代だけでなく購入時および維持にかかる諸費用まで含めて5年（60ヵ月）の定額でお支払いいただくため、大きな出費がなく新車に乗ることができます。また2年経過後は、いつでも解約金なしで返却できるため、お支払いにムダがありません。まさに、新車を「乗る分だけ」買う。…という新しい発想をオリックス自動車をご提案します。



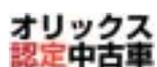
レンタカー

レジャー、引越し等の使用目的に合わせていろいろ使えるレンタカー。オリックス自動車では「オリックスレンタカー」「レンタカージャパレン」「エックスレンタカー」の全国ネットワークとメーカーを問わない車種ラインナップでお客さまのニーズにお応えします。



カーシェアリング

1台のクルマを、複数人で共同利用する会員制の仕組みです。15分単位でのご利用が可能なので、短時間利用の多い方には非常に経済的です。お近くのステーションで24時間いつでもマイカー感覚でご利用いただけます。オリックス自動車は、カーシェアリングを通してクルマの走行量を減らし、排ガス・CO2の排出削減、都市の交通問題改善に努めてまいります。



中古車販売

オリックス自動車の独自ネットワークによる新たな中古車流通スタイルです。オリックス自動車のレンタカー車両のうち、新車登録から3年未満のクルマを選びすぐり、中古車として販売しています。徹底したメンテナンスによりベストコンディションに保たれた高品質な中古車です。

球団経営

プロ野球の新時代を切り拓く、「オリックス・バファローズ」を運営しています。



©オリックス野球クラブ(株) 08-007

オリックス・バファローズ

幾多の名勝負を繰り広げてきたオリックス・ブルーウェーブ、大阪近鉄バファローズの栄光の歴史を受け継ぎ、ファンの皆さまに愛される、魅力のあるチームづくりを目指しています。

施設運営

建物・設備・サービスいずれも高品質。オリックスが運営する各種施設をご活用ください。



伊勢大鷲コース

ゴルフ場

オリックス・ゴルフ・マネジメントでは、首都圏・中部圏・関西圏を中心に沖縄に至るまで、33ヵ所のゴルフ場を全国展開（平成20年3月末現在）。一般プレーヤーやアスリートプレーヤー、接待やプライベートなどあらゆるゴルフスタイルにお応えすべく、幅広いカテゴリーのゴルフ場を運営しています。質の高いサービスをご提供することにより、ゴルファーの皆さまから愛されるゴルフ場を目指しています。



ホテルミクラス



クロスホテル大阪

ホテル・旅館

東京・大阪など全国6拠点で展開する「ブルーウェーブイン」チェーン（ビジネスホテル）の他、「ホテルリゾリックス車山高原」「ブルーリッジホテル神鍋高原」（リゾートホテル）を運営しています。また、再生支援として、「別府 杉乃井ホテル」「会津 御宿東鳳」「熱海 大月ホテル」「ホテルミクラス」「鳴子ホテル」を経営。平成19年7月には、シティホテルとしての新しいホテルブランド「クロスホテル」を札幌・大阪に開業。今後、全国主要都市に展開を予定しています。

グッドタイムリビング
千葉みなと/海岸通グッドタイムリビング内
レストランMISORA

高齢者住宅

オリックス・リビングでは、「生活・介護・医療」のサービスを連携させた高齢者住宅「グッドタイムリビング」を運営しています。「グッドタイムリビング 神戸垂水（平成18年7月竣工）」を皮切りに、首都圏・関西圏を中心に順次展開の予定。「安心と賑わいのある暮らし」をご提供します。



クロスモール 下関長府

商業施設

近隣型商業施設を主体とした、食品スーパー・ドラッグストア・アミューズメント・フィットネススクラブなど、全国のロードサイド型店舗の開発投資を手がけています。

社会貢献活動

当社は、社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血運動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

また、オリックスグループは、平成18年4月17日に「オリックス社会貢献基金」を設立し、オリックス本社内に専任部署として「オリックス社会貢献基金事務局」を設置しました。当社もオリックスグループの一員として社会貢献活動や社員ボランティア活動を支援しています。

平成19年度のオリックス社会貢献基金での主な活動は以下のとおりです。

① 社会福祉（福祉車両の寄贈）

肢体不自由児が利用する施設、全国8ヶ所（8台）へ福祉車両を寄贈（平成18年度は4台）

② 児童養護施設などの児童の支援

- オリックス・バファローズ野球観戦に長崎、関西（大阪、京都、滋賀、奈良）の児童養護施設を招待
- 新日本フィルの親子コンサート、夏休みコンサートに盲学校、養護学校、中学生を招待
- 新江ノ島水族館に神奈川の児童養護施設を招待

③ 国際協力（学校建設）

- タイ東北地方で学校施設（図書室、パソコンルーム、多目的スペース）を建設
- 同施設に対する児童向け図書、パソコンセット、通学用自転車の寄贈と奨学金援助も実施

④ 音楽・文化芸術

- 日本肢体不自由児協会主催の美術展で「オリックス賞」を2作品に授与
- 新日本フィルハーモニー交響楽団などへの支援

⑤ 社員が自ら行っているボランティア活動の支援

平成19年度 年間49件申請うち 18件承認
（平成18年度 年間48件申請うち 12件承認）

- 「球団」の地域貢献活動を支援
- 絵本寄贈・読み聞かせ
- 「すみれ福祉作業所」へクリスマスケーキのプレゼント
- 日本視覚障害者サッカー協会へ専用サイドフェンスと拡声器を寄贈
- 「アジア学院」へ授業移動時使うマイクロバスの購入資金の一部を助成
- 知的障害者バスケットボールチームへ、試合球等の寄贈
- 発達障害児のためのソーシャルスキルトレーニングで使用するトレーニンググッズを寄贈
- 日本脳性麻痺7人制サッカー日本代表チームに専用簡易組立式サッカーゴールを寄贈



福祉車両を寄贈



タイの学校施設建設



オリックス賞
絵画：「ひまわり畑のふたり」



オリックス賞 書：「夢」



オリックス・バファローズ野球観戦に児童養護施設を招待



諸 デ ー タ

I . 財 産 の 状 況 ……51

- 1. 貸借対照表 ……51
- 2. 損益計算書 ……52
- 3. キャッシュ・フロー計算書 ……56
- 4. 株主資本等変動計算書 ……57
- 5. 債務者区分による債権の状況 ……58
- 6. リスク管理債権の状況 ……58
- 7. 元本補てん契約のある信託に係る
貸出金の状況 ……58
- 8. 保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) ……59
- 9. 有価証券等の時価情報 (会社計) ……59
- 10. 経常利益等の明細 (基礎利益) ……61
- 11. 計算書類等に関する会計監査人の監査 ……61

II . 業 務 の 状 況 を 示 す 指 標 等 ……62

- 1. 主要な業務の状況を示す指標等 ……62
- 2. 保険契約に関する指標等 ……66
- 3. 経理に関する指標等 ……67
- 4. 資産運用に関する指標等 ……70
- 5. 有価証券等の時価情報 (一般勘定) ……78

III . 特 別 勘 定 に 関 す る 指 標 等 ……79

IV . 保 険 会 社 及 び そ の 子 会 社 等 の 状 況 ……79

I. 財産の状況

1. 貸借対照表 51

2. 損益計算書 52

3. キャッシュ・フロー計算書 56

4. 株主資本等変動計算書 57

5. 債務者区分による債権の状況 58

6. リスク管理債権の状況 58

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 58

8. 保険金等の支払能力の充実の状況
(ソルベンシー・マージン比率) 59

9. 有価証券等の時価情報 (会社計)
(1) 有価証券の時価情報 59
(2) 金銭の信託の時価情報 60
(3) デリバティブ取引の時価情報
(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値) 60

10. 経常利益等の明細 (基礎利益) 61

11. 計算書類等に関する会計監査人の監査 61

II. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況 62

(2) 保有契約高及び新契約高 62

(3) 年換算保険料 62

(4) 保障機能別保有契約高 63

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 64

(6) 異動状況の推移 64

(7) 契約者配当の状況 65

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率 66

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金
(個人保険) 66

(3) 新契約率 (対年度始) 66

(4) 解約失効率 (対年度始) 66

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約) 66

(6) 死亡率 (個人保険主契約) 66

(7) 特約発生率 (個人保険) 66

(8) 事業費率 (対収入保険料) 66

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、
再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 66

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が
大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 66

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を
引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付
に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 66

(12) 未だ収受していない再保険金の額 67

(13) 第三分野保険の保険種類の区分ごとの、
発生保険金額の経過保険料に対する割合 67

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表 67

(2) 責任準備金明細表 67

(3) 責任準備金残高の内訳 67

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の
積立方式、積立率、残高 (契約年度別) 67

(5) 契約者配当準備金明細表 68

(6) 引当金明細表 68

(7) 特定海外債権引当勘定の状況 68

(8) 資本金等明細表 68

(9) 保険料明細表 68

(10) 保険金明細表 69

(11) 年金明細表 69

(12) 給付金明細表 69

(13) 解約返戻金明細表 69

(14) 減価償却費明細表 69

(15) 事業費明細表 69

(16) 税金明細表 69

(17) リース取引 70

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況 70

(2) 運用利回り 71

(3) 主要資産の平均残高 71

(4) 資産運用収益明細表 72

(5) 資産運用費用明細表 72

(6) 利息及び配当金等収入明細表 72

(7) 有価証券売却益明細表 72

(8) 有価証券売却損明細表 72

(9) 有価証券評価損明細表 72

(10) 商品有価証券明細表 72

(11) 商品有価証券売買高 72

(12) 有価証券明細表 72

(13) 有価証券残存期間別残高 73

(14) 保有公社債の期末残高利回り 73

(15) 業種別株式保有明細表 73

(16) 貸付金明細表 74

(17) 貸付金残存期間別残高 74

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 74

(19) 貸付金業種別内訳 75

(20) 貸付金使途別内訳 75

(21) 貸付金地域別内訳 75

(22) 貸付金担保別内訳 76

(23) 有形固定資産明細表 76

(24) 固定資産等処分益明細表 76

(25) 固定資産等処分損明細表 76

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 76

(27) 海外投融資の状況 77

(28) 海外投融資利回り 77

(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額) 77

(30) 各種ローン金利 78

(31) その他の資産明細表 78

5. 有価証券等の時価情報 (一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報 78

(2) 金銭の信託の時価情報 79

(3) デリバティブ取引の時価情報
(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値) 79

III. 特別勘定に関する指標等 79

IV. 保険会社及びその子会社等の状況 79

確認書 80

生命保険協会統一開示項目索引 81

I. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)		科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)		平成19年度 (平成20年3月31日現在)	
	金額	占率	金額	占率		金額	占率	金額	占率
〈資産の部〉					〈負債の部〉				
現金及び預貯金	15,262	2.7	23,350	4.2	保険契約準備金	518,139	91.7	525,074	94.2
現金	7		12		支払準備金	9,447		10,193	
預貯金	15,254		23,338		責任準備金	508,021		514,255	
買入金銭債権	21,434	3.8	16,885	3.0	契約者配当準備金	670		625	
有価証券	363,940	64.4	341,465	61.3	再保険借	127	0.0	134	0.0
国債	10,976		1,531		その他負債	16,101	2.8	15,419	2.8
地方債	27,163		42,924		借入金	9,000		—	
社債	186,085		186,221		未払法人税等	476		55	
株式	103		57		未払金	1,342		10,576	
外国証券	92,350		87,276		未払費用	3,713		3,370	
その他の証券	47,262		23,454		前受収益	52		47	
貸付金	144,496	25.6	121,886	21.9	預り金	19		23	
保険約款貸付	4,872		5,802		預り保証金	0		—	
一般貸付	139,623		116,083		金融派生商品	72		116	
有形固定資産	119	0.0	181	0.0	仮受金	1,424		1,229	
建物	76		104		退職給付引当金	887	0.2	674	0.1
その他の有形固定資産	43		77		価格変動準備金	1,270	0.2	1,410	0.3
無形固定資産	3,753	0.7	4,130	0.7	繰延税金負債	1,948	0.3	—	—
ソフトウェア	3,583		4,062		支払承諾	—	—	25	0.0
その他の無形固定資産	169		68		負債の部合計	538,474	95.3	542,739	97.4
代理店貸	6	0.0	1	0.0	〈純資産の部〉				
再保険貸	177	0.0	317	0.1	資本金	15,000	2.7	15,000	2.7
その他資産	16,780	3.0	45,336	8.1	資本剰余金	1,204	0.2	1,204	0.2
未収金	15,092		42,840		資本準備金	1,204		1,204	
前払費用	348		806		利益剰余金	1,159	0.2	△1,259	△0.2
未収収益	1,022		1,242		その他利益剰余金	1,159		△1,259	
預託金	258		284		繰越利益剰余金	1,159		△1,259	
仮払金	46		147		株主資本合計	17,363	3.1	14,945	2.7
その他の資産	12		14		その他有価証券評価差額金	9,429	1.7	△406	△0.1
繰延税金資産	—	—	4,954	0.9	評価・換算差額等合計	9,429	1.7	△406	△0.1
支払承諾見返	—	—	25	0.0	純資産の部合計	26,793	4.7	14,539	2.6
貸倒引当金	△703	△0.1	△1,256	△0.2	負債及び純資産の部合計	565,268	100.0	557,278	100.0
資産の部合計	565,268	100.0	557,278	100.0					

財産の状況



2. 損益計算書

(単位：百万円、%)

科目	年度	平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)		平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
経常収益		150,825	100.0	141,446	100.0
保険料等収入		122,375	81.1	121,039	85.6
再保険収入		121,991		120,615	
貸倒引当金戻入		384		424	
資産運用収益		17,103	11.3	17,906	12.7
利息及び配当金等収入		13,693		14,184	
預貯金利息		0		2	
有価証券利息・配当金		8,766		9,098	
貸付金利息		4,596		4,741	
その他利息配当金		329		342	
有価証券売却益		3,064		3,354	
有価証券償還益		15		19	
為替差益		—		0	
その他運用収益		330		347	
その他経常収益		11,345	7.5	2,499	1.8
年金特約取扱受入金		2,292		2,211	
保険金据置受入金		107		49	
支払備金戻入額		132		—	
責任準備金戻入額		8,585		—	
退職給付引当金戻入額		218		213	
その他の経常収益		9		25	
経常費用		142,890	94.7	144,011	101.8
保険金等支払金		116,102	77.0	106,383	75.2
保険金		38,330		26,980	
年金		1,008		1,226	
給付金		1,684		2,090	
解約返戻金		71,376		72,315	
その他の返戻金		3,234		3,371	
再保険料		468		399	
責任準備金等繰入額		—	—	6,980	4.9
支払備金繰入額		—		746	
責任準備金繰入額		—		6,234	
資産運用費用		2,014	1.3	4,041	2.9
支払利息		111		173	
有価証券売却損		204		213	
有価証券評価損		519		2,391	
有価証券償還損		22		1	
金融派生商品費用		30		—	
為替差損		405		—	
貸倒引当金繰入額		—		555	
その他運用費用		720		706	
事業経常費用		21,512	14.3	23,367	16.5
その他経常費用		3,261	2.2	3,238	2.3
保険金据置支払金		228		188	
税減価償却費用		1,347		1,454	
その他経常費用		1,684		1,593	
その他経常費用		0		1	
経常利益		7,934	5.3	△2,565	△1.8
特別利益		355	0.2	—	—
貸倒引当金戻入額		355		—	
特別損失		149	0.1	491	0.3
固定資産等処分損		1		351	
価格変動準備金繰入額		148		140	
契約者配当準備金繰入額		538	0.4	589	0.4
税引前当期純利益		7,602	5.0	△3,646	△2.6
法人税及び住民税		584	0.4	91	0.1
法人税等調整額		2,326	1.5	△1,319	△0.9
当期純利益		4,690	3.1	△2,418	△1.7

重要な会計方針

平成18年度	平成19年度
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>4. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準 外貨建資産は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会、平成17年3月16日一部改正)に基づき、当年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日企業会計基準委員会)に従い、有価証券に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p> <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>10. 責任準備金の計上方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づき準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>11. ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準 同左</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、それぞれ次の方法により行っております。 ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法により行っております。 ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法により行っております。 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>4. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>6. 価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理 同左</p> <p>10. 責任準備金の計上方法 同左</p> <p>11. ソフトウェアの減価償却の方法 同左</p>

会計処理の変更

平成18年度	平成19年度
<p>当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、26,793百万円であります。</p>	<p>1. 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。これにより経常損失は従来の方法に比べて4百万円増加しております。 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。これによる影響は軽微であります。</p> <p>2. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

平成18年度	平成19年度
<p>保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。</p> <p>(2) 前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、4,501百万円であります。</p> <p>(3) 前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。</p> <p>(4) 前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分損」は当年度から「固定資産等処分損」として表示しております。</p> <p>(5) 当年度から損益計算書の末尾を当期純利益としております。</p>	



注記事項（貸借対照表関係）

平成18年度（平成19年3月31日現在）	平成19年度（平成20年3月31日現在）																								
<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権額は96百万円、延滞債権額は1,753百万円、貸付条件緩和債権額は944百万円であり、その合計額は2,794百万円です。</p> <p>3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 貸付金のうち、破綻先債権額は736百万円、延滞債権額は814百万円、貸付条件緩和債権額は2,426百万円であり、その合計額は3,977百万円です。</p> <p>3か月以上延滞債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>																								
<p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は161百万円です。</p>	<p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は198百万円です。</p>																								
<p>3. 関係会社に対する金銭債権の総額は9,054百万円、金銭債務の総額は9,219百万円です。</p>	<p>3. 関係会社に対する金銭債権の総額は15,673百万円、金銭債務の総額は196百万円です。</p>																								
<p>4. 繰延税金資産の総額は、3,404百万円、繰延税金負債の総額は5,352百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金1,352百万円、仮受金474百万円、価格変動準備金441百万円、退職給付引当金321百万円、貸倒引当金237百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生原因別内訳は、その他有価証券の評価差額5,352百万円です。</p>	<p>4. 繰延税金資産の総額は、4,954百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金1,635百万円、有価証券評価損962百万円、価格変動準備金492百万円、貸倒引当金362百万円、繰越欠損金306百万円、退職給付引当金244百万円です。</p>																								
<p>5. 当年度における法定実効税率は36.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目1.5%です。</p>	<p>5. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p>																								
<p>6. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。</p>	<p>6. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>670百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>635百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>589百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>625百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	670百万円	当年度契約者配当金支払額	635百万円	契約者配当準備金繰入額	589百万円	当年度末現在高	625百万円																
前年度末現在高	670百万円																								
当年度契約者配当金支払額	635百万円																								
契約者配当準備金繰入額	589百万円																								
当年度末現在高	625百万円																								
<p>7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>862百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>730百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>538百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>670百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	862百万円	当年度契約者配当金支払額	730百万円	契約者配当準備金繰入額	538百万円	当年度末現在高	670百万円	<p>7. 生命保険契約者保護機構に対し、国債512百万円を担保として差し入れております。</p>																
前年度末現在高	862百万円																								
当年度契約者配当金支払額	730百万円																								
契約者配当準備金繰入額	538百万円																								
当年度末現在高	670百万円																								
<p>8. 担保に供されている資産の額は、有価証券781百万円です。</p> <p>また、担保付き債務の額は1,678百万円です。</p>	<p>8. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は23百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は202百万円です。</p>																								
<p>9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は1百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は202百万円です。</p>	<p>9. 1株当たりの純資産額は48,463円83銭です。</p>																								
<p>10. 1株当たりの純資産額は89,312円31銭です。</p>	<p>10. 外貨建資産の額は、15,058百万円です。</p> <p>（外貨額150百万米ドル）</p>																								
<p>11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金9,000百万円を含んでおります。</p>	<p>11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,584百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>																								
<p>12. 外貨建資産の額は、15,641百万円です。</p> <p>（外貨額132百万米ドル）</p>	<p>12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1) 退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td>△ 1,426 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td>782 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）</td> <td>△ 644 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td>450 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td>△ 480 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）</td> <td>△ 674 百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付引当金</td> <td>△ 674 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>12年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	△ 1,426 百万円	ロ 年金資産	782 百万円	ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 644 百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	450 百万円	ホ 未認識過去勤務債務	△ 480 百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△ 674 百万円	ト 退職給付引当金	△ 674 百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.2%	ハ 期待運用収益率	2.2%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年	ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年
イ 退職給付債務	△ 1,426 百万円																								
ロ 年金資産	782 百万円																								
ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 644 百万円																								
ニ 未認識数理計算上の差異	450 百万円																								
ホ 未認識過去勤務債務	△ 480 百万円																								
ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△ 674 百万円																								
ト 退職給付引当金	△ 674 百万円																								
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																								
ロ 割引率	2.2%																								
ハ 期待運用収益率	2.2%																								
ニ 数理計算上の差異の処理年数	12年																								
ホ 過去勤務債務の額の処理年数	12年																								
<p>13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は41百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>	<p>13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>																								
<p>14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,636百万円です。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p>																									
<p>15. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1) 退職給付債務及びその内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td>△ 1,391 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td>532 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）</td> <td>△ 859 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td>490 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td>△ 519 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）</td> <td>△ 887 百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付引当金</td> <td>△ 887 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="1"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td>期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理年数</td> <td>14～15年</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>14～15年</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	△ 1,391 百万円	ロ 年金資産	532 百万円	ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 859 百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	490 百万円	ホ 未認識過去勤務債務	△ 519 百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△ 887 百万円	ト 退職給付引当金	△ 887 百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.2%	ハ 期待運用収益率	2.2%	ニ 数理計算上の差異の処理年数	14～15年	ホ 過去勤務債務の額の処理年数	14～15年	
イ 退職給付債務	△ 1,391 百万円																								
ロ 年金資産	532 百万円																								
ハ 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 859 百万円																								
ニ 未認識数理計算上の差異	490 百万円																								
ホ 未認識過去勤務債務	△ 519 百万円																								
ヘ 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△ 887 百万円																								
ト 退職給付引当金	△ 887 百万円																								
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																								
ロ 割引率	2.2%																								
ハ 期待運用収益率	2.2%																								
ニ 数理計算上の差異の処理年数	14～15年																								
ホ 過去勤務債務の額の処理年数	14～15年																								
<p>16. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>																									

(損益計算書関係)

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)																														
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は535百万円、費用の総額は1,912百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券5百万円、株式等2,884百万円、外国証券175百万円であります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券129百万円、株式等6百万円、外国証券68百万円あります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、株式等372百万円、外国証券146百万円あります。</p> <p>5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は11百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は2百万円あります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純利益は、15,636円16銭であります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は158百万円あります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>勤務費用</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>利息費用</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益</td> <td>△4百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△38百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引として、親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき75,124百万円を譲り受けております。 なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。</p> <p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ	勤務費用	122百万円	ロ	利息費用	28百万円	ハ	期待運用収益	△4百万円	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	51百万円	ホ	過去勤務債務の費用処理額	△38百万円	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は492百万円、費用の総額は1,366百万円あります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券1,674百万円、株式等1,676百万円、外国証券3百万円あります。</p> <p>3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券124百万円、外国証券88百万円あります。</p> <p>4. 有価証券評価損の内訳は、株式等2,391百万円あります。</p> <p>5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は22百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は11百万円あります。</p> <p>6. 1株当たりの当期純損失は、8,061円02銭あります。</p> <p>7. 退職給付費用の総額は159百万円あります。 なお、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>イ</td> <td>勤務費用</td> <td>128百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>利息費用</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益</td> <td>△11百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△38百万円</td> </tr> </table> <p>8. 関連当事者との取引は以下のとおりです。 親会社であるオリックス株式会社から、貸付金に関する貸出参加契約に基づき80,057百万円を譲り受けております。なお、参加条件は市場を勘案して決定しております。 また、親会社であるオリックス株式会社からの劣後特約付借入金9,000百万円を返済しております。</p> <p>9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ	勤務費用	128百万円	ロ	利息費用	30百万円	ハ	期待運用収益	△11百万円	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	51百万円	ホ	過去勤務債務の費用処理額	△38百万円
イ	勤務費用	122百万円																													
ロ	利息費用	28百万円																													
ハ	期待運用収益	△4百万円																													
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	51百万円																													
ホ	過去勤務債務の費用処理額	△38百万円																													
イ	勤務費用	128百万円																													
ロ	利息費用	30百万円																													
ハ	期待運用収益	△11百万円																													
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	51百万円																													
ホ	過去勤務債務の費用処理額	△38百万円																													



3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	7,602	△3,646
減価償却費	1,684	1,593
支払備金の増加額(△減少額)	△132	746
責任準備金の増加額(△減少額)	△8,585	6,234
契約者配当準備金繰入額	538	589
貸倒引当金の増加額(△減少額)	△381	553
退職給付引当金の減少額	△304	△213
価格変動準備金の増加額	148	140
利息及び配当金等収入	△13,693	△14,184
有価証券関係損益(△益)	△2,291	△720
支払利息	111	173
為替差損益(△益)	405	△0
有形固定資産関係損益(△益)	0	1
代理店貸の増加額(△減少額)	△0	5
再保険貸の増加額	△90	△139
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△1,844	△2,587
再保険借の増加額(△減少額)	△70	7
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額(△減少額)	1,625	△531
その他	525	774
小 計	△14,752	△11,204
利息及び配当金等の受取額	14,034	13,047
利息の支払額	△111	△173
契約者配当金の支払額	△730	△635
法人税等の支払額	△75	△1,238
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,635	△204
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△9,819	△4,500
買入金銭債権の売却・償還による収入	12,674	9,019
有価証券の取得による支出	△131,879	△186,135
有価証券の売却・償還による収入	119,744	173,701
貸付けによる支出	△78,183	△74,783
貸付金の回収による収入	61,022	90,100
II ①小計	△26,441	7,402
(I + II ①)	(△28,076)	(7,198)
有形固定資産の取得による支出	△12	△108
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,453	7,294
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	—	△9,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	△9,000
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△53	△0
V. 現金及び現金同等物の減少額	△28,141	△1,910
VI. 現金及び現金同等物期首残高	53,403	25,261
VII. 現金及び現金同等物期末残高	25,261	23,350

(注) 1. II ①は、資産運用活動によるキャッシュ・フローをいいます。
2. (I + II ①) は、営業活動によるキャッシュ・フローと資産運用活動によるキャッシュ・フローの合計をいいます。
3. 現金及び現金同等物の範囲は、以下の通りです。

	平成18年度	平成19年度
●貸借対照表の「現金及び預貯金」勘定	15,262百万円	23,350百万円
●貸借対照表の「国債」勘定のうち現金同等物	9,999百万円	—百万円
現金及び現金同等物	25,261百万円	23,350百万円

4. 株主資本等変動計算書

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本準備金			
		資本剰余金 資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高	15,000	1,204	△3,531	12,673	5,449	18,122	
当事業年度変動額							
当期純利益	—	—	4,690	4,690	—	4,690	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	3,979	3,979	
当事業年度変動額合計	—	—	4,690	4,690	3,979	8,670	
平成19年3月31日残高	15,000	1,204	1,159	17,363	9,429	26,793	

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	資本準備金			
		資本剰余金 資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高	15,000	1,204	1,159	17,363	9,429	26,793	
当事業年度変動額							
当期純損失	—	—	△2,418	△2,418	—	△2,418	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	△9,836	△9,836	
当事業年度変動額合計	—	—	△2,418	△2,418	△9,836	△12,254	
平成20年3月31日残高	15,000	1,204	△1,259	14,945	△406	14,539	

注記事項（株主資本等変動計算書）

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)					平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)				
1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)					1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)				
	平成18年3月31日 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	平成19年3月31日 株式数		平成19年3月31日 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	平成20年3月31日 株式数
発行済株式					発行済株式				
普通株式	300	—	—	300	普通株式	300	—	—	300
合計	300	—	—	300	合計	300	—	—	300
自己株式					自己株式				
普通株式	—	—	—	—	普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	合計	—	—	—	—
2.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。					2.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。				

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	314	914
危険債権	1,535	637
要管理債権	944	2,426
小計	2,794	3,978
(対合計比)	(1.6)	(2.6)
正常債権	172,307	150,587
合計	175,101	154,566

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破綻先債権額 ①	96	736
延滞債権額 ②	1,753	814
3ヵ月以上延滞債権額 ③	—	—
貸付条件緩和債権額 ④	944	2,426
合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率)	2,794 (1.9)	3,977 (3.3)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

不良債権と引当・保全状況

(単位：百万円)

自己査定 of 債務者区分	債務者区分による債権の状況		担保等保全額	貸倒引当金	保全率	リスク管理債権の状況	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	914				破綻先債権	736
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	914	285	628	100.0%	延滞債権	814
実質破綻先	危険債権	637	436	201	100.0%	貸付条件緩和債権	2,426
破綻懸念先	要管理債権	2,426	2,113	42	88.9%	3ヵ月以上延滞債権	—
要注意先	正常債権	150,587				合計	3,977
正常先	合計	154,566					

(注) 保全率は、「担保等保全額」と「貸倒引当金」の合計額が債権額に占める割合です。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	平成18年度末	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	83,341	60,856
資本金等	17,363	14,945
価格変動準備金	1,270	1,410
危険準備金	3,034	3,312
一般貸倒引当金	255	382
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	13,304	△637
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	41,148
負債性資本調達手段等	9,000	—
控除項目	—	—
その他	39,112	293
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R8)^2+(R2+R3+R7)^2}+R4$ (B)	13,436	10,000
保険リスク相当額 R1	3,030	2,611
予定利率リスク相当額 R2	958	905
資産運用リスク相当額 R3	11,806	8,184
経営管理リスク相当額 R4	315	368
最低保証リスク相当額 R7	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	—	574
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,240.5%	1,217.0%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、平成18年度末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は「その他」に含まれています）。
2. 平成19年度末より、「第三分野保険の保険リスク相当額R8」を含めて算出しています（平成18年度末については、従来の基準による数値を記載しています）。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

- ② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損	うち差益			うち差損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	334,837	349,620	14,782	16,630	1,847	327,292	326,655	△ 637	4,190	4,827
公 社 債	224,620	224,224	△ 396	871	1,267	227,101	230,676	3,575	3,828	253
株 式	70	92	22	22	—	46	46	—	—	—
外 国 証 券	76,908	76,841	△ 67	512	579	74,524	72,218	△ 2,305	47	2,353
公 社 債	65,375	65,005	△ 369	210	579	65,510	63,834	△ 1,675	47	1,723
株 式 等	11,533	11,835	301	301	—	9,014	8,384	△ 630	—	630
その他の証券	30,237	45,310	15,072	15,072	—	25,468	23,454	△ 2,014	206	2,220
買入金銭債権	3,000	3,151	151	151	—	151	259	107	107	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	334,837	349,620	14,782	16,630	1,847	327,292	326,655	△ 637	4,190	4,827
公 社 債	224,620	224,224	△ 396	871	1,267	227,101	230,676	3,575	3,828	253
株 式	70	92	22	22	—	46	46	—	—	—
外 国 証 券	76,908	76,841	△ 67	512	579	74,524	72,218	△ 2,305	47	2,353
公 社 債	65,375	65,005	△ 369	210	579	65,510	63,834	△ 1,675	47	1,723
株 式 等	11,533	11,835	301	301	—	9,014	8,384	△ 630	—	630
その他の証券	30,237	45,310	15,072	15,072	—	25,468	23,454	△ 2,014	206	2,220
買入金銭債権	3,000	3,151	151	151	—	151	259	107	107	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、貸付債権信託受益権証書（買入金銭債権）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。



● 時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他の有価証券	17,472	15,069
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	10	10
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	0	0
その他の	17,461	15,058
合 計	17,472	15,069

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

● 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

● 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

1. 定性的情報

① 取引の内容

当社の利用しているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：該当ありません

通貨関連：為替予約取引

株式関連：該当ありません

債券関連：該当ありません

その 他：該当ありません

② 取引の利用目的及び取引に対する取組方針

為替予約取引は、保有外貨建資産における為替相場の変動リスクを回避する目的であります。投機目的やトレーディング目的ではありません。

③ リスクの内容

為替予約取引については、市場リスク（為替変動リスク）がありますが、取引目的が保有資産のヘッジであることから、リスクは限定的であると考えています。

信用リスク（取引先の債務不履行リスク）については、信用度の高い取引先に限定した取引であるため、契約が履行されないリスクは小さいと考えています。

④ リスク管理体制

運用部門が行った取引の相手先からの報告書は、管理部門が直接受領し、運用部門からの報告と照合しており、運用部門に対して牽制が効く体制としています。また、管理部門はデリバティブの残高及び損益を把握し、定期的に報告する体制を整えています。

2. 定量的情報

① 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末						平成19年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△72	—	—	—	△72	—	△116	—	—	—	△116
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	△72	—	—	—	△72	—	△116	—	—	—	△116

(注) ヘッジ会計適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	平成18年度末			平成19年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約 売 建	15,348	—	15,420	△72	14,883	—	15,000	△116
	(うち米ドル)	15,348	—	15,420	△72	14,883	—	15,000	△116
	合 計				△72				△116

(注) 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

10. 経常利益等の明細 (基礎利益)

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
基礎利益 A	6,269	△2,608
キャピタル収益	3,064	3,355
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	3,064	3,354
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	0
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 収 益	—	—
キャピタル費用	1,160	2,605
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	204	213
有 価 証 券 評 価 損	519	2,391
金 融 派 生 商 品 費 用	30	—
為 替 差 損	405	—
そ の 他 キ ャ ピ タ ル 費 用	—	—
キャピタル損益 B	1,904	749
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	8,174	△1,858
臨時収益	—	—
再 保 険 収 入	—	—
危 険 準 備 金 戻 入 額	—	—
そ の 他 臨 時 収 益	—	—
臨時費用	239	706
再 保 険 料	—	—
危 険 準 備 金 繰 入 額	239	277
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	428
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	—	—
貸 付 金 償 却	—	—
そ の 他 臨 時 費 用	—	—
臨時損益 C	△239	△706
経常利益 A+B+C	7,934	△2,565

財産の状況

11. 計算書類等に関する会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項に基づき、計算書類及びその附属明細書についてあずさ監査法人の監査を受けています。

Ⅱ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況 P6に記載しています。

(2) 保有契約高及び新契約高
保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	平成18年度末				平成19年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	481	116.2	4,258,261	106.0	599	124.6	4,248,198	99.8
個 人 年 金 保 険	0	162.8	3,926	153.8	1	156.0	4,942	125.9
団 体 保 険	—	—	412,502	77.5	—	—	428,941	104.0
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区 分	平成18年度				平成19年度			
	件 数	金 額			件 数	金 額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個 人 保 険	133	783,601	783,601	—	185	587,248	587,248	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	340	340	—	—	38,455	38,455	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料
保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	121,297	93.9	115,561	95.3
個 人 年 金 保 険	642	162.4	941	146.6
合 計	121,939	94.1	116,503	95.5
うち医療保障・生前給付保障等	22,474	107.8	28,806	128.2

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	19,010	85.4	18,399	96.8
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	19,010	85.4	18,399	96.8
うち医療保障・生前給付保障等	6,696	109.0	11,864	177.2

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保有金額	
			平成18年度末	平成19年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	4,258,261	4,248,198
		個人年金保険	—	—
		団体保険	412,502	428,940
		団体年金保険	—	—
	その他共計		4,670,763	4,677,139
	災害死亡	個人保険	(219,030)	(237,653)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(5,646)	(5,311)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(224,676)	(242,965)	
その他の条件付死亡	個人保険	(749,664)	(720,042)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計		(749,664)	(720,042)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(192,506)	(165,076)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計		(192,506)	(165,076)
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(771)	(1,140)
		団体保険	(0)	(0)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(771)	(1,140)	
その他	個人保険	(6,928)	(20,596)	
	個人年金保険	3,926	4,942	
	団体保険	0	0	
	団体年金保険	—	—	
その他共計		10,855	25,539	
入院保障	災害入院	個人保険	(858)	(1,616)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(8)	(7)
		団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計		(867)	(1,624)
	疾病入院	個人保険	(534)	(481)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
その他共計		(534)	(481)	
その他の条件付入院	個人保険	(2,474)	(4,275)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
その他共計		(2,474)	(4,275)	

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保有件数	
		平成18年度末	平成19年度末
障害保障	個人保険	17,743	16,799
	個人年金保険	—	—
	団体保険	1,793	1,646
	団体年金保険	—	—
その他共計		19,536	18,445
手術保障	個人保険	200,433	303,978
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
その他共計		200,433	303,978

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保有金額	
		平成18年度末	平成19年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	196,378	200,042
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	2,384,575	2,639,271
	そ の 他 共 計	4,065,660	4,083,010
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	192,376	164,987
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	192,601	165,188
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	3,926	4,942
災 害・疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	151,290	158,651
	傷 害 特 約	67,739	79,001
	災 害 入 院 特 約	590	1,374
	疾 病 特 約	528	1,317
	成 人 病 特 約	49	44
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	51	48

(注) 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

① 個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	413,979	4,017,919	481,187	4,258,261
新 契 約	133,564	783,601	185,308	587,248
更 新	7,683	26,706	9,258	34,729
復 活	2,366	22,452	2,750	21,817
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	781	8,027	876	9,892
満 期	19,953	61,512	16,697	57,509
保 険 金 額 の 減 少	4,405	19,471	6,917	20,560
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	44,851	427,275	46,645	477,385
失 効	10,710	107,912	14,591	121,669
その他の異動による減少	110	△31,781	362	△33,160
年 末 現 在	481,187	4,258,261	599,332	4,248,198
(増 加 率)	(16.2)	(6.0)	(24.6)	(△0.2)
純 増 加	67,208	240,341	118,145	△10,062
(増 加 率)	(—)	(11.2)	(75.8)	(△104.2)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。



② 個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	529	2,553	861	3,926
新 契 約	—	—	—	—
復 活	—	—	—	—
転 換 に よ る 増 加	—	—	—	—
死 亡	—	—	—	—
支 払 満 了	20	119	20	70
金 額 の 減 少	—	—	—	—
転 換 に よ る 減 少	—	—	—	—
解 約	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	△352	△1,492	△502	△1,087
年 末 現 在	861	3,926	1,343	4,942
(増 加 率)	(62.8)	(53.8)	(56.0)	(25.9)
純 増 加	332	1,373	482	1,016
(増 加 率)	(63.5)	(△14.8)	(45.2)	(△26.0)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③ 団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 始 現 在	9,244,204	532,289	6,698,723	412,502
新 契 約	3,374	340	18,299	38,455
更 新	6,910,788	419,066	6,672,710	399,697
中 途 加 入	597,126	67,193	306,035	49,331
保 険 金 額 の 増 加	2,654	1,531	2,823	2,179
死 亡	25,621	1,032	17,559	762
満 期	6,967,942	449,846	6,680,137	423,597
脱 退	823,514	61,570	495,940	33,988
保 険 金 額 の 減 少	24,462	7,268	1,186	6,166
解 約	2,166,686	106,937	128	315
失 効	—	—	—	—
その他の異動による減少	73,006	△18,737	△1	8,396
年 末 現 在	6,698,723	412,502	6,502,004	428,941
(増 加 率)	(△27.5)	(△22.5)	(△2.9)	(4.0)
純 増 加	△2,545,481	△119,786	△196,719	16,438
(増 加 率)	(△226.0)	(△325.6)	(—)	(—)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④ 団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

個人保険は無配当商品のみを販売しております。

団体保険につきましては、平成19年度に635百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成20年度における契約者配当金支払のため、平成19年度末に589百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成19年度末における契約者配当準備金の残高は、625百万円となっております。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	6.0	△0.2
個人年金保険	53.8	25.9
団体保険	△22.5	4.0
団体年金保険	—	—

(3) 新契約率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	19.5	13.8
個人年金保険	—	—
団体保険	0.1	9.3

(5) 個人保険新契約平均保険料 (月払契約)

(単位：円)

平成18年度	平成19年度
8,066	6,376

(7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

区 分		平成18年度	平成19年度
災害死亡保障契約	件数	0.16	0.14
	金額	0.04	0.25
障害保障契約	件数	0.21	0.08
	金額	0.18	0.02
災害入院保障契約	件数	3.58	3.85
	金額	62.86	74.79
疾病入院保障契約	件数	26.02	25.05
	金額	179.08	210.19
成人病入院保障契約	件数	13.10	11.93
	金額	303.20	218.50
疾病・傷害手術保障契約	件数	10.84	18.63
	金額	—	—
成人病手術保障契約	件数	—	—
	金額	—	—

(8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

平成18年度	平成19年度
17.6	19.4

(2) 新契約平均保険金及び

保有契約平均保険金 (個人保険)

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度
新契約平均保険金	5,867	3,169
保有契約平均保険金	8,849	7,088

(4) 解約失効率 (対年度始)

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	12.1	13.0
個人年金保険	—	—
団体保険	21.2	1.0

(6) 死亡率 (個人保険主契約)

(単位：%)

件数率		金額率	
平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
1.65	1.48	1.87	2.15

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成18年度	平成19年度
5	5

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

平成18年度	平成19年度
100.0	100.0

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	平成18年度	平成19年度
A格以上	100.0	100.0
その他	—	—

(注) 格付けはスタンダード&プアーズ社による保険財務力格付に基づいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成18年度	平成19年度
70	202

(13) 第三分野保険の保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
第三分野発生率	9.8	9.4
医療（疾病）	23.0	20.7
がん	6.0	5.0
介護	—	—
その他	16.6	8.5

- (注) 1. 各保険種類には以下を計上しています。
 ① 医療（疾病）：医療保険（付加される特約を含みます）
 ② が ん：がん保険
 ③ 介 護：該当なし
 ④ そ の 他：①～③以外の医療保障給付、生前給付保障給付等の給付を行う保険および特約
2. 発生率は、つぎの算式により算出しています。

$$\frac{\text{[保険金・給付金等の支払額十対応する支払備金繰入額十保険金支払いに係る事業費等]} \div \{(\text{年度始保有契約年換算保険料十年度末保有契約年換算保険料}) \div 2\}}{2}$$
3. 2の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。
4. 2の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払いに係る事務経費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	
保 険 金	死 亡 保 険 金	1,711	2,176
	災 害 保 険 金	—	—
	高 度 障 害 保 険 金	3	4
	満 期 保 険 金	1,473	584
	そ の 他	—	—
小 計	3,187	2,765	
年 金	62	48	
給 付 金	332	453	
解 約 返 戻 金	5,828	6,925	
保 険 金 据 置 支 払 金	0	0	
そ の 他 共 計	9,447	10,193	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末	
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	501,056	505,996
	(特別勘定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	3,926	4,942
	(特別勘定)	—	—
	団 体 保 険 (一般勘定)	3	3
	(特別勘定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	そ の 他 (一般勘定)	—	—
	(特別勘定)	—	—
	小 計	504,986	510,943
	(一般勘定)	504,986	510,943
	(特別勘定)	—	—
危 険 準 備 金	3,034	3,312	
合 計	508,021	514,255	
(一般勘定)	508,021	514,255	
(特別勘定)	—	—	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	19年度末合計
残高	457,508	53,435	—	3,312	514,255

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

	平成18年度末	平成19年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	標準責任準備金
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	—	—
1981年度～1985年度	8	6.00～6.25
1986年度～1990年度	6,289	6.00～6.25
1991年度～1995年度	42,821	3.75～6.25
1996年度～2000年度	137,302	1.40～4.00
2001年度～2005年度	266,962	0.50～3.10
2006年度	34,400	0.50～3.10
2007年度	23,154	0.50～3.10

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
平成 18 年度	前年度末現在	—	—	862	—	—	—	862
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	730	—	—	—	730
	当年度繰入額	—	—	538	—	—	—	538
	当年度末現在	—	—	670	—	—	—	670
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
平成 19 年度	前年度末現在	—	—	670	—	—	—	670
	利息による増加	—	—	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	635	—	—	—	635
	当年度繰入額	—	—	589	—	—	—	589
	当年度末現在	—	—	625	—	—	—	625
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(6) 引当金明細表

(単位：百万円)

		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	255	382	126	重要な会計方針を参照願います。
	個別貸倒引当金	447	874	426	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金	887	674	△213		
価格変動準備金		1,270	1,410	140	

(7) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(8) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		15,000	—	—	15,000	
うち既 発行株式	普通株式	(300,000株)	(— 株)	(— 株)	(300,000株)	
		15,000	—	—	15,000	
	計	(300,000株)	(— 株)	(— 株)	(300,000株)	
		15,000	—	—	15,000	
資本剰余金	(資本準備金)	1,204	—	—	1,204	
	計	1,204	—	—	1,204	

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	119,907	118,961
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	89,192	83,271
(うち半年払)	752	830
(うち月払)	29,962	34,860
個人年金保険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団体保険	2,084	1,653
団体年金保険	—	—
その他共計	121,991	120,615



(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成19年度 合計	平成18年度 合計
死亡保険金	8,559	—	795	—	—	—	9,355	8,475
災害保険金	78	—	—	—	—	—	78	27
高度障害保険金	268	—	43	—	—	—	311	555
満期保険金	17,194	—	—	—	—	—	17,194	29,259
その他	41	—	0	—	—	—	41	12
合 計	26,141	—	839	—	—	—	26,980	38,330

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成19年度 合計	平成18年度 合計
—	1,226	0	—	—	—	1,226	1,008

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成19年度 合計	平成18年度 合計
死亡給付金	4	—	—	—	—	—	4	4
入院給付金	973	—	0	—	—	—	973	741
手術給付金	743	—	—	—	—	—	743	425
障害給付金	1	—	—	—	—	—	1	131
生存給付金	38	—	—	—	—	—	38	36
その他	329	—	—	—	—	—	329	345
合 計	2,090	—	0	—	—	—	2,090	1,684

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	平成19年度 合計	平成18年度 合計
72,315	—	—	—	—	—	72,315	71,376

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	379	44	198	181	52.2
建物	201	17	97	104	48.4
その他の有形固定資産	177	27	100	77	56.4
無形固定資産	8,761	1,548	4,695	4,065	53.6
その他	—	—	—	—	—
合 計	9,141	1,593	4,893	4,247	53.5

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
営業活動費	9,374	10,228
営業管理費	4,631	4,919
一般管理費	7,506	8,219
合 計	21,512	23,367

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、平成19年度が158百万円、平成18年度が163百万円、保険契約者保護基金に対する負担金は平成19年度が41百万円、平成18年度が84百万円です。

(16) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国 税	773	862
消費税	741	820
印紙税	31	41
登録免許税	0	0
その他の国税	—	0
地 方 税	573	592
地方消費税	185	205
法人事業税	380	378
固定資産税	1	1
事業所税	5	6
その他の地方税	—	0
合 計	1,347	1,454



(17) リース取引

[リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末			平成19年度末		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	141	—	141	136	—	136
減価償却累計額相当額	88	—	88	77	—	77
期末残高相当額	52	—	52	58	—	58

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末			平成19年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	26	40	67	25	44	70

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
支払リース料	35	32
減価償却費相当額	28	26
支払利息相当額	2	2

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減 価 償 却 費相当額の算定方法	車両及び運搬具は定額法で、それ以外は定率法によっています。
利 息 相 当 額 の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

① 平成19年度の資産運用の概況

イ. 運用環境

平成19年度の日本経済は、アジア諸国向けの輸出が好調で外需主導により景気は底堅く推移しましたが、米国経済の景気後退の兆しが強まると企業の生産活動は慎重となり、原油価格の高騰、急激な円高などにより景気の減速感が増しました。

株式市場は、堅調な米国株、円安基調など良好な外部環境を支援材料に日経平均株価は上昇して、6月には18,000円台に達しましたが、7月以降はサブプライム問題が顕在化し、信用収縮懸念が拡大してリスク回避の動きが進むと、8月には世界同時株安となりました。その後金融株中心に下落が続き、原油価格の高騰など商品価格が上昇して、実態経済に及ぼす影響が懸念されるなかで、3月末の日経平均は12,525円で終了しました。

債券市場は、世界的な金利上昇、堅調な国内株式市場、8月利上げ観測などを背景に10年国債金利は6月中旬には2%近くまで上昇しましたが、7月以降は米国格付機関によるサブプライム関連金融商品の格下げ、欧米金融機関の巨額損失発表、米国大手証券会社の信用不安などからリスク回避の動きが進み、景気の先行き不透明感とあわせて債券が買われ、3月末には1.27%で終了しました。

為替市場は、日米金利差やNYダウ最高値更新などを背景にドル高円安が進行して、6月には124円台に達しましたが、サブプライムローン問題の影響により米国経済への減速懸念が高まると、一転して円が買い戻され、3月には約13年ぶりとなる95円台まで円高が進行し、3月末は99円台で終了しました。

ロ. 当社の運用方針

長期安定した運用収益の確保と負債特性に応じた運用を目指し、公社債、貸付金等の利付資産をポートフォリオの核とし、オルタナティブ、不動産投資信託（REIT）等のリスク資産にもリスク分散と超過収益確保を目的に分散投資しています。

ハ. 運用実績の概況

平成19年度末の総資産は、前年度末に比べ79億円減少し5,572億円となりました。総資産に占める構成は、公社債41.4%、貸付金21.9%、外国証券15.7%、その他の証券4.2%となりました。

平成19年度の資産運用収益は179億円、資産運用費用は40億円となり、ネットの運用収益は138億円となりました。ネットの資産運用収益を基礎に計算した総資産利回りは2.54%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	15,262	2.7	23,350	4.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	21,434	3.8	16,885	3.0
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	363,940	64.4	341,465	61.3
公社債	224,224	39.7	230,676	41.4
株 式	103	0.0	57	0.0
外国証券	92,350	16.3	87,276	15.7
公社債	65,005	11.5	63,834	11.5
株式等	27,344	4.8	23,442	4.2
その他の証券	47,262	8.4	23,454	4.2
貸付金	144,496	25.6	121,886	21.9
保険約款貸付	4,872	0.9	5,802	1.0
一般貸付	139,623	24.7	116,083	20.8
不動産	76	0.0	104	0.0
繰延税金資産	—	—	4,954	0.9
その他	20,761	3.7	49,889	9.0
貸倒引当金	△703	△0.1	△1,256	△0.2
合計	565,268	100.0	557,278	100.0
うち外貨建資産	15,641	2.8	15,058	2.7

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	△38,141	8,088
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△2,781	△4,549
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	22,432	△22,475
公社債	34,587	6,452
株 式	△21	△46
外国証券	△17,575	△5,073
公社債	△15,251	△1,170
株式等	△2,323	△3,902
その他の証券	5,441	△23,808
貸付金	14,522	△22,610
保険約款貸付	△635	929
一般貸付	15,157	△23,540
不動産	△9	27
繰延税金資産	△2,637	4,954
その他	3,019	29,127
貸倒引当金	381	△553
合計	△3,212	△7,989
うち外貨建資産	△8,140	△583

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	0.29	0.02
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.35	1.78
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	2.88	2.65
うち公社債	1.05	2.11
うち株式	1.36	△28.29
うち外国証券	0.56	1.19
貸付金	3.34	2.98
うち一般貸付	3.35	2.97
不動産	—	—

一般勘定計	2.75	2.54
-------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
現預金・コールローン	18,867	18,040
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	24,507	17,391
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	361,494	359,613
うち公社債	222,392	232,850
うち株式	81	81
うち外国証券	104,996	93,906
貸付金	132,211	140,748
うち一般貸付	127,137	135,782
不動産	80	92

一般勘定計	549,644	546,856
うち海外投融資	104,996	93,906

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
利息及び配当金等収入	13,693	14,184
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	3,064	3,354
有価証券償還益	15	19
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	0
その他運用収益	330	347
合 計	17,103	17,906

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
支 払 利 息	111	173
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	204	213
有価証券評価損	519	2,391
有価証券償還損	22	1
金融派生商品費用	30	—
為替差損	405	—
貸倒引当金繰入額	—	555
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	720	706
合 計	2,014	4,041

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
預貯金利息	0	2
有価証券利息・配当金	8,766	9,098
公社債利息	2,372	3,345
株式配当金	1	1
外国証券利息配当金	1,341	1,183
貸付金利息	4,596	4,741
不動産賃貸料	—	—
その他共計	13,693	14,184

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	5	1,674
株 式 等	2,884	1,676
外国証券	175	3
その他共計	3,064	3,354

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	129	124
株 式 等	6	—
外国証券	68	88
その他共計	204	213

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	—	—
株 式 等	372	2,391
外国証券	146	—
その他共計	519	2,391

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
国 債	10,976	3.0	1,531	0.4
地 方 債	27,163	7.5	42,924	12.6
社 債	186,085	51.1	186,221	54.5
うち公社・公団債	103,715	28.5	110,169	32.3
株 式	103	0.0	57	0.0
外 国 証 券	92,350	25.4	87,276	25.6
公 社 債	65,005	17.9	63,834	18.7
株 式 等	27,344	7.5	23,442	6.9
そ の 他 の 証 券	47,262	13.0	23,454	6.9
合 計	363,940	100.0	341,465	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末							平成19年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めないも のを含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定 めないも のを含む)	合計
国 債	9,999	—	—	—	976	—	10,976	—	—	—	—	512	1,018	1,531
地 方 債	—	—	7,698	7,786	11,677	—	27,163	—	3,150	8,634	3,013	28,125	—	42,924
社 債	12	14,897	73,488	37,164	40,600	19,920	186,085	1,202	24,755	26,621	33,610	46,880	53,150	186,221
株 式						103	103						57	57
外 国 証 券	—	17,449	25,027	8,587	13,766	27,519	92,350	3,344	24,607	17,063	5,287	12,382	24,592	87,276
公 社 債	—	17,449	25,027	8,587	13,766	175	65,005	3,344	24,607	17,063	5,287	12,382	1,149	63,834
株 式 等	—	—	—	—	—	27,344	27,344	—	—	—	—	—	23,442	23,442
そ の 他 の 証 券	15	—	—	1,937	—	45,310	47,262	—	—	1,546	—	—	21,908	23,454
合 計	10,026	32,347	106,214	55,475	67,021	92,854	363,940	4,546	52,513	53,865	41,911	87,901	100,726	341,465

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
公 社 債	1.45	1.69
外 国 公 社 債	1.32	1.39

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—	
鉱 業	—	—	—	—	
建 設 業	—	—	—	—	
製 造 業	食 料 品	—	—	—	
	織 維 製 品	—	—	—	
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	
	化 学	—	—	—	
	医 薬 品	—	—	—	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	
	ゴ ム 製 品	—	—	—	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	
	鉄	—	—	—	
	非 鉄 金 属 製 品	—	—	—	
	機 械	—	—	—	
電 気 機 器	—	—	—		
輸 送 用 機 器	—	—	—		
精 密 機 器	—	—	—		
そ の 他 製 品	—	—	—		
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	
	海 運 業	—	—	—	
	空 運 業	—	—	—	
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	
	情 報 ・ 通 信 業	4	3.9	4	7.0
商 業	卸 売 業	—	—	—	
	小 売 業	—	—	—	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	92	89.4	46	81.1
	証 券 ・ 商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	6	6.6	6	11.9
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	
サ ー ビ ス 業	0	0.1	—	—	
合 計	103	100.0	57	100.0	

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

業務の状況を示す指標等

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末残高	平成19年度末残高
保 險 約 款 貸 付		4,872	5,802
契 約 者 貸 付		4,272	5,335
保 險 料 振 替 貸 付		599	466
一 般 貸 付		139,623	116,083
(うち非居住者貸付)		(-)	(-)
企 業 貸 付		139,621	116,080
(うち国内企業向け)		(139,621)	(116,080)
国・国際機関・政府関係機関貸付		-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付		-	-
住 宅 口 - シ		-	-
消 費 者 口 - シ		-	-
そ の 他		2	3
合 計		144,496	121,886

(17) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
平成18年度末	変 動 金 利	22,398	40,835	36,752	18,596	568	96	119,248
	固 定 金 利	18,959	1,264	149	2	-	-	20,375
	一 般 貸 付 計	41,357	42,099	36,901	18,598	568	96	139,623
平成19年度末	変 動 金 利	33,752	27,594	30,518	4,382	-	946	97,194
	固 定 金 利	12,648	6,086	1	-	-	151	18,888
	一 般 貸 付 計	46,401	33,681	30,520	4,382	-	1,098	116,083

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		平成18年度末		平成19年度末	
			占 率		占 率
大 企 業	貸 付 先 数	7	1.8	8	2.7
	金 額	12,951	9.3	7,073	6.1
中 堅 企 業	貸 付 先 数	12	3.1	10	3.4
	金 額	7,755	5.6	3,671	3.2
中 小 企 業	貸 付 先 数	366	95.1	278	93.9
	金 額	118,914	85.2	105,334	90.7
国内企業向け貸付計		385	100.0	296	100.0
		139,621	100.0	116,080	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。
2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②~④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金3億円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金5千万円超 10億円未満		資本金1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

(19) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
製 造 業	378	0.3	134	0.1
食 料	—	—	—	—
織 維	—	—	—	—
木 材 ・ 木 製 品	—	—	—	—
パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
印 刷	21	0.0	—	—
化 学	—	—	—	—
石 油 ・ 石 炭	—	—	—	—
窯 業 ・ 土 石	—	—	—	—
鉄	—	—	—	—
非 鉄 金 属	—	—	—	—
金 属 製 品	44	0.0	—	—
一 般 機 械	288	0.2	134	0.1
電 気 機 械	—	—	—	—
輸 送 用 機 械	—	—	—	—
精 密 機 械	—	—	—	—
そ の 他 の 製 造 業	23	0.0	—	—
農 業	—	—	—	—
林 業	23	0.0	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—
建 設 業	1,468	1.1	2,196	1.9
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	32	0.0	15	0.0
運 輸 業	79	0.1	72	0.1
卸 売 業	2,545	1.8	1,081	0.9
小 売 業	476	0.3	218	0.2
金 融 ・ 保 険 業	21,335	15.3	6,175	5.3
不 動 産 業	51,269	36.7	63,390	54.6
各 種 サ ー ビ ス	62,010	44.4	42,795	36.9
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	2	0.0	3	0.0
合 計	139,623	100.0	116,083	100.0
海 外 向 け	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—
商 工 業 (等)	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—
総 合 計	139,623	100.0	116,083	100.0

(注) 国内向けの区分は日本銀行の貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）の業種分類に準拠しています。

(20) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設 備 資 金	109,414	78.4	57,816	49.8
運 転 資 金	30,209	21.6	58,267	50.2

(21) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	2,876	2.1	2,049	1.8
東 北	7,964	5.7	4,545	3.9
関 東	63,575	45.5	74,176	63.9
中 部	13,767	9.9	6,966	6.0
近 畿	27,388	19.6	17,058	14.7
中 国	7,514	5.4	5,688	4.9
四 国	10,600	7.6	2,827	2.4
九 州	5,933	4.2	2,767	2.4
合 計	139,621	100.0	116,080	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担 保 貸 付	68,772	49.3	71,645	61.7
有 価 証 券 担 保 貸 付	917	0.7	447	0.4
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付	62,084	44.5	68,418	58.9
指 名 債 権 担 保 貸 付	5,770	4.1	2,779	2.4
保 証 貸 付	—	—	—	—
信 用 貸 付	70,851	50.7	44,438	38.3
そ の 他	—	—	—	—
一 般 貸 付 計	139,623	100.0	116,083	100.0
う ち 劣 後 特 約 付 貸 付	—	—	—	—

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
土 地	—	—	—	—	—	—	—
建 物	86	3	—	13	76	80	51.3
建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	49	8	0	15	43	80	65.3
合 計	135	12	0	28	119	161	57.4
土 地	—	—	—	—	—	—	—
建 物	76	45	0	17	104	97	48.4
建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	43	63	1	27	77	100	56.4
合 計	119	108	1	44	181	198	52.2

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
不 動 産 残 高	76	104
営 業 用	76	104
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
有 形 固 定 資 産	0	1
土 地	—	—
建 物	—	0
そ の 他	0	0
無 形 固 定 資 産	1	32
そ の 他	—	317
合 計	1	351

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	0	0.0	0	0.0
株 式	36	0.2	—	—
現預金・その他	15,604	99.8	15,058	100.0
小 計	15,641	100.0	15,058	100.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

八. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	76,804	100.0	72,218	100.0
小 計	76,804	100.0	72,218	100.0

二. 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	92,446	100.0	87,276	100.0

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末								平成19年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率		
北 米	50,409	54.6	50,372	77.5	36	0.1	—	—	49,104	56.3	49,104	76.9	—	—		
ヨーロッパ	10,262	11.1	10,262	15.8	—	—	—	—	10,331	11.8	10,331	16.2	—	—		
オセアニア	974	1.1	974	1.5	—	—	—	—	989	1.1	989	1.5	—	—		
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
中 南 米	30,704	33.2	3,396	5.2	27,307	99.9	—	—	26,852	30.8	3,409	5.3	23,442	100.0		
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	92,350	100.0	65,005	100.0	27,344	100.0	—	—	87,276	100.0	63,834	100.0	23,442	100.0		

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	15,641	100.0	15,058	100.0
ユ ー ロ	—	—	—	—
カ ナ ダ ド ル	—	—	—	—
オーストラリアドル	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	15,641	100.0	15,058	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成18年度	平成19年度
0.56	1.19

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	
	金 額	金 額	
公 共 債	国 債	10,976	1,531
	地 方 債	27,163	42,924
	公 社 ・ 公 団 債	103,715	110,169
	小 計	141,854	154,624
貸 付	政府関係機関	—	—
	公共団体・公企業	—	—
	小 計	—	—
合 計	141,854	154,624	

(30) 各種ローン金利

貸出の種類	利 率				
	一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	平成19年4月10日実施 年2.25%	平成19年6月8日実施 年2.45%	平成19年7月10日実施 年2.55%	平成19年9月11日実施 年2.25%
	平成19年11月9日実施 年2.20%	平成19年12月11日実施 年2.30%	平成20年1月10日実施 年2.10%	平成20年2月8日実施 年2.15%	平成20年3月11日実施 年2.10%

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘 要
ゴ ル フ 会 員 権	6	—	—	—	6	
出 資 金	2	1	0	—	3	
そ の 他	3	1	—	—	4	
合 計	12	2	0	—	14	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益		帳簿価額	時価	差 損 益			
			うち差益	うち差損			うち差益	うち差損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他 有 価 証 券	334,837	349,620	14,782	16,630	1,847	327,292	326,655	△ 637	4,190	4,827
公 社 債	224,620	224,224	△ 396	871	1,267	227,101	230,676	3,575	3,828	253
株 式	70	92	22	22	—	46	46	—	—	—
外 国 証 券	76,908	76,841	△ 67	512	579	74,524	72,218	△ 2,305	47	2,353
公 社 債	65,375	65,005	△ 369	210	579	65,510	63,834	△ 1,675	47	1,723
株 式 等	11,533	11,835	301	301	—	9,014	8,384	△ 630	—	630
そ の 他 の 証 券	30,237	45,310	15,072	15,072	—	25,468	23,454	△ 2,014	206	2,220
買 入 金 銭 債 権	3,000	3,151	151	151	—	151	259	107	107	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	334,837	349,620	14,782	16,630	1,847	327,292	326,655	△ 637	4,190	4,827
公 社 債	224,620	224,224	△ 396	871	1,267	227,101	230,676	3,575	3,828	253
株 式	70	92	22	22	—	46	46	—	—	—
外 国 証 券	76,908	76,841	△ 67	512	579	74,524	72,218	△ 2,305	47	2,353
公 社 債	65,375	65,005	△ 369	210	579	65,510	63,834	△ 1,675	47	1,723
株 式 等	11,533	11,835	301	301	—	9,014	8,384	△ 630	—	630
そ の 他 の 証 券	30,237	45,310	15,072	15,072	—	25,468	23,454	△ 2,014	206	2,220
買 入 金 銭 債 権	3,000	3,151	151	151	—	151	259	107	107	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、貸付債権信託受益権証書（買入金銭債権）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

● 時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他の有価証券	17,472	15,069
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	10	10
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	0	0
その他の	17,461	15,058
合 計	17,472	15,069

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

● 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

● 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用分の合算値）

① 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末						平成19年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	△72	—	—	—	△72	—	△116	—	—	—	△116
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	△72	—	—	—	△72	—	△116	—	—	—	△116

(注) ヘッジ会計適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

② 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成18年度末				平成19年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店 頭	為替予約								
	売 建	15,348	—	15,420	△72	14,883	—	15,000	△116
	(うち米ドル)	15,348	—	15,420	△72	14,883	—	15,000	△116
合 計				△72				△116	

(注) 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

Ⅲ. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

Ⅳ. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

確 認 書

平成20年 7 月 8 日

オリックス生命保険株式会社

代表取締役社長

水盛五実 

1. 私は、当社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの事業年度のオリックス生命の現状に記載した事項について、すべての重要な点において適切に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - ① 財務諸表の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
 - ② 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役等へ報告を行う体制にあること。
 - ③ 重要な経営情報が取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以 上

生命保険協会統一開示項目索引

本誌は、(社)生命保険協会の定めるディスクロージャー開示基準に基づいて作成しています。その基準における以下開示項目は記載の頁に掲載しています。

I. 保険会社の概況及び組織	
1.沿革	42
2.経営の組織	43
3.店舗網一覧	45
4.資本金の推移	45
5.株式の総数	45
6.株式の状況	45
7.主要株主の状況	45
8.取締役及び監査役	44
9.会計参与の氏名又は名称	該当ありません
10.従業員の在籍・採用状況	44
11.平均給与(内勤職員)	44
12.平均給与(営業職員)	該当ありません
II. 保険会社の主要な業務の内容	
1.主要な業務の内容	43
2.経営方針	3
III. 直近事業年度における事業の概況	
1.直近事業年度における事業の概況	6
2.契約者懇談会開催の概況	該当ありません
3.相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	16,17,18
4.契約者に対する情報提供の実態	26
5.商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	26
6.営業職員・代理店教育・研修の概略	23
7.新規開発商品の状況	20
8.保険商品一覧	21
9.情報システムに関する状況	39
10.公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	48
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	7
V. 財産の状況	
1.貸借対照表	51
2.損益計算書	52
3.キャッシュ・フロー計算書	56
4.株主資本等変動計算書	57
5.債務者区分による債権の状況	58
6.リスク管理債権の状況	58
7.元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	該当ありません
8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	59
9.有価証券等の時価情報(会社計)	59
(有価証券)	59,60
(金銭の信託)	該当ありません
(デリバティブ取引)	60
10.経常利益等の明細(基礎利益)	61
11.計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	61
12.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当ありません
13.代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	80
VI. 業務の状況を示す指標等	
1.主要な業務の状況を示す指標等	
(1)決算業績の概況	6
(2)保有契約高及び新契約高	62
(3)年換算保険料	62
(4)保障機能別保有契約高	63
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	64
(6)異動状況の推移	64,65
(7)契約者配当の状況	65
2.保険契約に関する指標等	
(1)保有契約増加率	66
(2)新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	66
(3)新契約率(対年度始)	66
(4)解約失効率(対年度始)	66
(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)	66
(6)死亡率(個人保険主契約)	66
(7)特約発生率(個人保険)	66
(8)事業費率(対収入保険料)	66
(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	66
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	66
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	66
(12)未だ収受していない再保険金の額	67
(13)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	67
3.経理に関する指標等	
(1)支払備金明細表	67
(2)責任準備金明細表	67
(3)責任準備金残高の内訳	67
(4)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	67
(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	該当ありません
(6)契約者配当準備金明細表	68
(7)引当金明細表	68
(8)特定海外債権引当勘定の状況	該当ありません
(9)資本金等明細表	68
(10)保険料明細表	68
(11)保険金明細表	69
(12)年金明細表	69
(13)給付金明細表	69
(14)解約返戻金明細表	69
(15)減価償却費明細表	69
(16)事業費明細表	69
(17)税金明細表	69
(18)リース取引	70
4.資産運用に関する指標等	
(1)資産運用の概況	70
(年度の資産の運用概況)	70
(ポートフォリオの推移(資産の構成及び資産の増減))	71
(2)運用利回り	71
(3)主要資産の平均残高	71
(4)資産運用収益明細表	72
(5)資産運用費用明細表	72
(6)利息及び配当金等収入明細表	72
(7)有価証券売却益明細表	72
(8)有価証券売却損明細表	72
(9)有価証券評価損明細表	72
(10)商品有価証券明細表	該当ありません
(11)商品有価証券売買高	該当ありません
(12)有価証券明細表	72
(13)有価証券残存期間別残高	73
(14)保有公社債の期末残高利回り	73
(15)業種別株式保有明細表	73
(16)貸付金明細表	74
(17)貸付金残存期間別残高	74
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳	74
(19)貸付金業種別内訳	75
(20)貸付金使途別内訳	75
(21)貸付金地域別内訳	75
(22)貸付金担保別内訳	76
(23)有形固定資産明細表	76
(有形固定資産の明細)	76
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)	76
(24)固定資産等処分益明細表	該当ありません
(25)固定資産等処分損明細表	76
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表	該当ありません
(27)海外投融資の状況	77
(資産別明細)	77
(地域別構成)	77
(外貨建資産の通貨別構成)	77
(28)海外投融資利回り	77
(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	77
(30)各種ローン金利	78
(31)その他の資産明細表	78
5.有価証券等の時価情報(一般勘定)	78
(有価証券)	78
(金銭の信託)	該当ありません
(デリバティブ取引)	79
VII. 保険会社の運営	
1.リスク管理体制	33
2.法令遵守の体制	32
3.法第二百一十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性	36
4.個人データ保護について	36,37,38
VIII. 特別勘定に関する指標等	該当ありません
IX. 保険会社及びその子会社等の状況	該当ありません

五十音索引

あ行

ALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)部会	34
EC21	表紙裏
医療保険	21
SEC(米国会計基準)決算	7
沿革	42
EV(エンベディッド・バリュー)	14
お客さま満足度調査	19
お問合せ先	裏表紙裏
オペレーショナル・リスク部会	34
オリックスグループのご紹介	46・47

か行

格付け	13
貸付金残高	9
株式の総数・株式の状況	45
監査態勢	32
がん保険	22
勧誘方針	27
基礎利益	13
逆ざや	13
キュアシリーズ(「医療保険CURE」他)	21
教育・研修制度	23
苦情件数	18
経常利益・損失	10
契約件数(個人保険)	8
契約高(個人保険)	8
個人情報保護について	36・37・38

さ行

CS推進体制	16
CS宣言	3
実質純資産	13
資本金	9・45
社会貢献活動(オリックスグループ)	48
従業員数	44
収入保障保険「大黒様」	22
商品一覧	21・22
商品開発(新規商品開発)	20

情報システムに関する状況	39
情報提供(お客さまへの情報提供)	26
新契約高	8
審査態勢(お申込契約の審査態勢)	24
ストレス・テスト	34
責任準備金残高	9
総資産	9
組織図(経営の組織図)	43
ソルベンシー・マージン比率	11・12

た行

団体保険	22
定期保険	21
デメリット情報	26
店舗網一覧	45
当期純利益・損失	10
特約(主な特約)	22
トピックス	4
取締役・監査役・執行役員	44

な行

内部統制基本方針	30・31・32
年換算保険料	8

は行

販売形態	20
ファインセーブ	21
プライバシーポリシー	37
法令等遵守の態勢	32
保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野 保険に係るものに限る)の合理性及び妥当性	36
保険金・給付金等の支払態勢	25
保険金等支払金	10
保険料等収入	10
保有契約高	8

や行

有価証券残高	9
--------	---

ら行

リスク管理組織体系図	33
------------	----

お問合せ先

ご加入を検討中のお客さま

代理店を通じてご加入を
検討中のお客さま

TEL 0120-007-223

月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

通信販売(オリックス生命ダイレクト)で
ご加入を検討中のお客さま

TEL 0120-679-816

月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～18:00
(日・祝日、年末年始の休業日を除く)

ご契約中のお客さま

代理店を通じてご加入のお客さま

TEL 0120-506-094

月～金曜日 9:00～18:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

通信販売(オリックス生命ダイレクト)で
ご加入のお客さま

TEL 0120-094-160

月～金曜日 9:00～18:00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

お電話でのお問合せが困難なお客さまには、
FAX(フリーダイヤル)でもお問い合わせいただけます。

FAX 0120-911-980

当社ホームページから「FAXお問合せ専用紙」をダウンロードいただけます。

オリックス生命ホームページ

<http://www.orix.co.jp/ins/>

ホームページでは当社に関する最新情報や、
ご契約に関する各種お手続き、
加入のご検討に役立つツールなどをご用意しています。

オリックス生命の現状2008

(平成20年7月作成)

本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



オリックス生命保険株式会社

本社 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリス 〒163-0923

TEL. (03) 5326-2600

<http://www.orix.co.jp/ins/>